

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集
に対する意見書

2021年（令和3年）4月30日
大阪弁護士会

目次

第1	総論	4
2	インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式	14
3	訴訟記録の電子化	17
第2	訴えの提起, 準備書面の提出	19
第3	送達	21
2	公示送達	25
第4	送付	26
2	裁判所の当事者等に対する送付	27
3	相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実	28
第5	口頭弁論	28
2	無断での写真の撮影等の禁止	31
3	口頭弁論の公開に関する規律の維持	32
4	準備書面等の提出の促し	35
第6	新たな訴訟手続	37
第7	争点整理手続等	43
2	書面による準備手続	45
3	準備的口頭弁論	47
4	争点整理手続の在り方	48
5	進行協議	53
6	審尋	53
7	専門委員制度	54
第8	書証	54
2	電磁的記録の書証に準ずる証拠調べの申出としての提出	55
3	インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付	56
4	インターネットを用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出	57
第9	証人尋問等	58
2	通訳人	62
3	参考人等の審尋	63
第10	その他の証拠調べ手続	64
2	検証	65
3	裁判所外における証拠調べ	66
第11	訴訟の終了	67
2	和解	69
第12	訴訟記録の閲覧等	73
2	裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製	76
3	インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求	78
4	閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義	79
第13	土地管轄	80
第14	上訴, 再審, 手形・小切手訴訟	81
第15	簡易裁判所の手続	81
第16	手数料の電子納付	82

2	郵便費用の手数料への一本化.....	83
3	書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法.....	84
4	民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等.....	85
第17	IT化に伴う書記官事務の見直し.....	86
第18	障害者に対する手続上の配慮.....	87

2021年（令和3年）4月30日

法務省民事局参事官室御中

大阪弁護士会
会長 田中 宏

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集に対する意見書

去る2021年（令和3年）2月26日付に意見募集に付された民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案に対して、当会は以下のとおり意見を述べる。

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについて、電子情報処理組織を用いてすることができるものとした上で、電子情報処理組織を用いてしなければならない場合について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

申立てその他の申述（証拠となるべきものの写しの提出を含む。以下「申立て等」という。）のうち書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下本項において同じ。）をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いてしなければならない。ただし、委任を受けた訴訟代理人（民事訴訟法（以下「法」という。）第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人を除く。以下本項において同じ。）以外の者にあつては、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

【乙案】

申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについては、委任を受けた訴訟代理人があるときは、電子情報処理組織を用いてしなければならない。

【丙案】

電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない（電子情報処理組織を用いてする申立て等と書面等による申立て等とを任意に選択

することができる。)

(注1) 甲案から丙案までのいずれかの案によるものとする考え方に加えて、国民におけるITの浸透度、本人サポートの充実度、更には裁判所のシステムの利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として甲案を実現することを目指しつつ、まずは、法第132条の10の最高裁判所規則を定めて利用者がインターネットを用いた申立て等と書面等による申立て等を任意に選択することができることとすることにより、丙案の内容を実質的に実現した上で、その後段階的に(乙案を経て)甲案を実現するものとする考え方がある。

(注2) 乙案において訴訟代理人がない場合の当事者や丙案において当事者及び訴訟代理人が一旦インターネットを用いてする申立て等によったとき(丙案において、インターネットを用いてする申立て等をした訴訟代理人が辞任し、又は解任された等訴訟代理人がないこととなった場合であって、当事者が通知アドレス(本文第3の1(1))の届出をしていなかったときを除く。)は、その事件が完結するまではインターネットを用いてする申立て等によらなければならないものとする。

(注3) 甲案において、当事者本人から訴状が書面等によって提出されたときの書面等の取扱いについて、訴状審査権に類する審査権を創設し、一旦受付をした上で、書面等を用いる申立て等を行うことができる例外に当たるかどうかの判断、すなわち方式の遵守の有無に関する審査をし、方式違反の場合には補正の機会を与えるものとする。

また、甲案及び乙案において、訴訟代理人から訴状が書面等によって提出されたときは、直ちに却下することができるものとするとの考え方と、当事者本人から訴状が書面等によって提出されたときと同様に一旦受付をした上で、インターネットを用いてする申立て等による補正の機会を与えるものとする考え方がある。

さらに、本人及び訴訟代理人から提出された答弁書についても同様に方式の遵守の有無に関する審査の制度を創設して審査をするものとする考え方がある。

(注4) (注3)で本人及び訴訟代理人から訴状が書面等によって提出されたときに一旦受付をすることとする考え方を採った場合や裁判所のシステムの故障の間に訴状が書面等によって提出されたときに一旦受付をすることとする考え方を採った場合において、書面等で提出された訴状についてインターネットを用いてする申立て等による補正がされたときは、書面等で提出された訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認めるものとする。

また、そのような考え方を採った上で、さらに、期間の満了の時に当たり、裁判所のシステムの故障により裁判上の請求(民法(明治29年法律第89号)第147条第1項第1号)、支払督促(同項第2号)及び法第275条第1項の

和解（民法第147条第1項第3号）に係る手続を行うことができないとき（天災その他避けることのできない事変によりこれらの手続を行うことができないときを除く。）は、その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない旨の規定を設けるものとする考え方がある。

（注5）甲案及び乙案に記載の訴訟代理人について、委任を受けた訴訟代理人に加えて法令上の訴訟代理人を含むかどうかについては引き続き検討するものとする。

【意見】

1 乙案に賛成する。

ただし、国民におけるITの浸透度、本人サポートの充実度、更には裁判所のシステムの利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として甲案を実現することを目指しつつ、まずは、法第132条の10の最高裁判所規則を定めて利用者がインターネットを用いた申立て等と書面等による申立て等を任意に選択することができることとするにより、段階的に甲案の実現を目指すべきである。

2 甲案に例外規定を設けることに賛成する。ただし、甲案の例外は、裁判を受ける権利を保障するために、できるだけ広く認めるべきである。

乙案に例外規定を設けないことに反対する。「ただし、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。」との例外規定を設けるべきである。

3 （注2）の考え方に賛成する。

4 （注3）の考え方に賛成する。但し、訴状審査権に類する審査権の主体は、裁判長とすべきである。

5 （注4）の考え方については、以下の4点を変更することを条件として賛成する。

（1）「裁判所のシステムの故障の間に訴状が書面等によって提出されたときに」を

「以下の各号の事由（以下「システム等の障害」という。）により電子情報処理組織を使用することが困難である間に、訴状等が書面等によって提出されたときに

- ① 事件管理システムの障害
- ② 電気通信回線の故障
- ③ 電気通信回線以外の配線の故障
- ④ 上記①から③までに含まれない配線の故障、使用機器の故障

」に変更すること

(2) 「書面等で提出された訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認める」を「書面等で提出された訴状の提出がされたときに書面等で提出されたものとみなす」に変更すること

(3) 「期間の満了の時に当たり、裁判所のシステムの故障により」を「システム等の障害により」に変更すること

(4) 「その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない」を「その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間になされた裁判所に対する申立て等の手続は、その事由が消滅する前に手続が行われたものとみなす」に変更すること

6 (注5) 甲案及び乙案に記載の訴訟代理人について、委任を受けた訴訟代理人に加えて法令上の訴訟代理人を含むかどうかについては引き続き検討することに賛成する。

【理由】

(1) 総論

オンライン申立ての義務化については、推進方向では、e提出の局面におけるIT化のメリットが挙げられ、一方で、慎重になるべき要素として、ITアクセス困難者への十分なサポート体制が構築できるのか否か、構築できるとして具体的にどのようなものが考えられるのか、という点が挙げられている。

そこで、ここでは、規律を、どのようにするか（甲案・乙案・丙案を採用すべきか。採用するとして、どのようなタイミングで採用すべきか。条文上、改善の余地や実務運用上、留意すべき点はないか等。）、という論点と、いずれを採用するにしても、ITアクセス困難者への十分なサポート体制は、どのようなものであるべきか、という論点の2つについて、検討する。

なお、これらの2つの論点は、相互に影響するものであり、いずれかのみを議論することは相当ではないと思われるが、ここでは、規律を検討して、その後、サポート体制の具体策を検討する。

(2) オンライン申立ての義務化についての規律

① 原則

およそ義務化せず、当事者の任意の選択にゆだねるという規律、逆に、一切の例外なしに義務化し、申立てをオンラインに完全に一本化するという規

律を両極として、様々な中間的な規律を考えることができる。

この点、IT化において先行する諸外国の状況を見ても、シンガポールのように本人訴訟を含めてオンライン申立てを義務化する例も見られる一方、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国などの、多くの国では、本人訴訟においては、オンライン申立てを義務付けてはいないようである。当会の国際委員会の有志で現地弁護士へヒアリング調査した結果においては、少なくとも回答があった範囲で、米国の連邦裁判所、一部の州裁判所、シンガポールでは義務化されている一方で、オンライン申立は、原則として、当事者及び代理人の権利（従来の申立方法＋オンライン申立の選択肢の拡充）であって、義務（従来の申立方法の禁止）とされていない国もあり、いずれの考え方もありうることは確かである。

しかしながら、e提出の局面におけるIT化のメリットを失わせるような、中途半端な施策は、逆に、業務量を増やし、マイナス面が大幅に増大することには、十分すぎるほどに配慮しなければならない。そのため、事件管理システムが導入された後、合理的期間を経過しても、およそ義務化せず、当事者の任意の選択にゆだねるという規律は、避けなければならない。

特に、併用方式は、事務作業が不合理に膨大になる恐れがあり、極力避けるべきであり、基本的には早期に甲案のようにIT化を原則とする方向に向かうべきである。

そのため、弁護士らがe提出等を可能とする事件管理システムに習熟することは十分期待できるので、少なくとも訴訟代理人（ここでは委任を受けた訴訟代理人を想定している。）が選任されている事件では、オンライン申立てを義務化することに合理性が高く、甲案の実現を目指しつつ、法制度としては乙案の導入に賛成する。

以上のとおり、裁判においてIT化が進まない不合理性への政治的・社会的な批判の高まりからしても、IT化の導入は必須であり、且つ、IT化を導入するとなった以上は、最終的に、オンライン申立ての原則義務化を目指す方向は、支持されるべきである。

これらの点を踏まえて、以下、個別に議論する。

② ITアクセス困難者へのサポート又は対応

ITアクセス困難者をどのようにするか

甲案であっても、乙案であっても、丙案であっても、事件記録を電子化で一本化する以上、ITアクセス困難者が発した意思を、事件記録の管理システムに到達するまでのプロセスの中で電子化する必要がある。ITアクセス困難者へのサポートの問題は、当事者から裁判所への意思のアナログ情報を、一連のプロセスのどこでデジタル情報に変換するか、という問題といえる。

裁判所が、ITアクセス困難者（ここでは、ITスキル未習熟者を含めてもよいであろう。）へのサポートを万全に提供することが合理的であり、それが実行されるのであれば、ここでITアクセス困難者へのサポートについて議論する実益は乏しい。

しかしながら、裁判所が、ITアクセス困難者が裁判所に伝えたい意思を電子化する業務に長けているとする想定を置くことは困難であろう。

したがって、単にオンライン申立てと書面による申立ての併用を認めて、裁判所が紙媒体を電子化する業務を行うのは、裁判所における非生産的な業務を著しく増やすものであって、IT化の理念や方向性に反するものであり、しかも、当事者が、ITに少し習熟するか、サポートを受けることで、その業務を回避できることを考えれば、全体最適の観点から、事件管理システムが稼働した後に、紙媒体での提出を認めることは、極力避けるべきである。しかしながら、訴訟代理人が選任されていない事件で、且つ、本人がITアクセス困難者である場合に限っては、国民の裁判を受ける権利を保障する観点から、申立て等の際に、裁判所又は裁判所からの委託を受けた者において紙媒体の電子化をサポートすべきである。

(3) いわゆる移行期間において

事件管理システムが完全に稼働し、且つ、一般的な訴訟代理人が事件管理システムに習熟するまでの移行期間について、検討する。

事件管理システムの全容及び詳細が判明していない段階では、訴訟代理人が対応できるか不明であるため、必ずしも乙案が相当と断言することさえできない。

そこで、事件管理システムが完全に稼働していない段階や移行期間において、十分に検証を行って、乙案を導入可能であるかどうかを、検証する必要があることは言うまでもない。

(4) ITアクセス困難者への十分なサポート体制

今のところ、ITアクセス困難者へサポートする必要はない、といった意見は見当たらない。

議論の状況としては、申立て等の前の段階におけるサポートとして、訴訟追行のための法的な助言を含む実質的サポートと、これを含まない形式的サポートが挙げられるとして、実質的サポートとして、①弁護士等が訴訟代理人として受任することに伴うサポート、②同じく弁護士等が訴訟代理人として受任するわけではないが、ITアクセス困難者が本人訴訟を追行する際に、オンライン申立て等について相談を受け、補助するというサポートが考えられ、形式的サポートとして、③弁護士会等が、その施設にIT機器を設置し、本人訴訟の当事者がそれを利用してオンライン申立て等を行うことを可能にし、場合によってはその使用に関する相談に応じるというサポート、④コピーセンター、コンビニエンスストアといった民間事業者によるサポート、⑤法テラスの拠点にIT機器を設置することによるサポート、⑥裁判所内においてIT機器を設置することによるサポートが考えられるとされている。

ここで、国民の裁判を受ける権利に立ち返ってみれば、何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われてはならない（日本国憲法第32条）。すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属すること（日本国憲法第76条第1項）に鑑みれば、国民が、裁判所に立ち寄って、裁判を受けたいと希望すれば、それが実現できなければならないのであって、士業者団体における検討状況如何にかかわらず、裁判所は、国民が、裁判所に立ち寄って、裁判を受けたいと希望したときに、裁判を受けられるような体制を構築しなければならないはずである。したがって、裁判所内においてIT機器を設置し、裁判所内で、申立て等が可能になるようにしなければならないし、サポートの提供主体はあくまで裁判所であるという原則を崩してはならない。

裁判所において裁判を受ける権利が保障され、裁判所が司法権の担い手である以上、各種の士業者団体が何らかのサポートを担うとしても、裁判所は、国民が、裁判所を訪れば、裁判を受けられるような体制を整えるべき主体であり、各種の士業者団体は、裁判を受けられるような体制を補助ないしは補完し、より一層充実させる役割を担うことがあっても、ITアクセス困難者へのサポートが、各種士業者団体等の今後の検討のみに委ねられるといった状況は、あってはならない。

裁判所は、十分な予算をもって、裁判所内において、申立て等が可能とな

るのに十分なIT機器を設置し、十分な案内を実現するとともに、様々なタイプのITアクセス困難者を想定して、準備を進めるべきである。特に、身体障害者や刑事施設被収容者等のように電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情がある者などが、裁判を受けられるように、IT化対応の枠にとどまらず、これまで以上に、容易に申立て等ができる体制構築が必要である。

(5) 例外要件について

甲案の例外要件は、「委任を受けた訴訟代理人（民事訴訟法（以下「法」という。）第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人を除く。）以外の者にあつては、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。」と定める。

このうち、訴訟代理人であっても、「電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるとき」が生じる可能性は完全に否定できるものではない。

例えば、突然の手指のけが等、個別的な事情で訴訟代理人がオンラインで申立てができないということは、十分にありうる。この場合に、「電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情」が認められないとして、例外を認めないのは、当事者にとっても、訴訟代理人にとっても、酷である。特に、訴訟代理人となりうる弁護士は、個別に通信インフラを整備しなければならないことになるが、どのような場合であっても、確実に、オンライン申立てができるために必要なインフラのうち、専門家として通常備える設備とされるものについて、あまりに高度なものを期待することは酷である。一般的なPCや一般的なインターネットを備えれば、足りる程度の設備を想定し、その場合に、種々の事情で、オンラインで申立てができないことは、やむを得ない事情とすべきである。

むろん、専門家と一般人につき、「やむを得ない事情」とされる範囲が異なると判断されることは、ありうるであろう。ただ、それも、事前に弁護士が備えるべき設備等についてガイドラインなどを準備しつつ、個別具体的な事例に応じては、裁判所が判断する方が適している。

最後に、甲案及び乙案に記載の訴訟代理人について、委任を受けた訴訟代理人に加えて法令上の訴訟代理人を含むかどうかについては引き続き検討するとされている。

この点、訴訟代理人へのインターネットによる申立て等の義務付けの程度が高いのは、弁護士ら委任に基づく訴訟代理人は職業として訴訟行為をするものであり、インターネットによる申立て等に順応できることが合理的に期待できるが、支配人、船長等については、その本来的業務として訴訟を想定しておらず、必ずしもITスキルを有している訳ではないことに留意する必要がある。

(6) 書面が提出された場合の訴状審査について

(注3)の場合を含め、電子情報処理組織を用いてしなければならない申立て等について、書面等によって提出されたときのその書面等の取扱いについては、一旦受付をした上で裁判長に審査権を付与し、その有効性を決定すべきである。

電子情報処理組織を用いてしなければならない申立て等について、書面等によって提出することが許されるか否かは、事実認定やその評価を必要とする実質的な判断を要するため、裁判長が行うべきである。

(7) 裁判所内外のシステムや通信障害などに障害が生じたときの規律

本人及び訴訟代理人から訴状が書面等によって提出されたときに一旦受付をすることとする考え方を採った場合や裁判所内外のシステムや通信障害などに障害が生じている間に訴状等が書面等によって提出されたときに一旦受付をすることとする考え方を採った場合において、書面等で提出された訴状についてインターネットを用いてする申立て等による補正がされたときの法的効果を規律しておく必要がある。

まず、どのような事由を対象とするかについては、インターネットを用いてする申立て等を行おうと企図しても、申立て等が行えないケースは、裁判所のシステムの障害に限定されるものではなく、当事者が保有する電子情報処理組織や裁判所のシステム以外の電子情報処理組織の故障や当事者が利用する通信システムの障害も考え得るのであり、かつ、その原因につき直ちに判明せず、修復に時間がかかる場合も少なくないのであるから、これらすべてを対象とするべきである。

したがって、(注4)の「裁判所のシステムの故障の間に訴状が書面等によって提出されたときに」を「以下の各号の事由(以下「システム等の障害」という。)により電子情報処理組織を使用することが困難である間に訴状が書面等によって提出されたときに

- ① 事件管理システムの障害
- ② 電気通信回線の故障
- ③ 電気通信回線以外の配線の故障
- ④ 上記①から③までに含まれない配線の故障，使用機器の故障

」に変更するべきである。

次に、申立てが遅れることについては、時効以外に控訴期間等の不変期間にも影響がある。また、遅延損害金の起算点への影響も考え得る。事件管理システムの不具合による場合はもちろん、上記の通信システム等の障害についても、そのことによる不利益を当事者に課することは相当ではない。

したがって、（注4）の「書面等で提出された訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認める」を「書面等で提出された訴状の提出がされたときに書面等で提出されたものとみなす」に変更し、さらに、「その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない」を「その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間になされた裁判所に対する申立て等の手続は、その事由が消滅する前に手続が行われたものとみなす」に変更するべきである。

また、以上の理由から、「期間の満了の時に当たり、裁判所のシステムの故障により」とある部分は、期間の満了の時に限定する必要はなく、また、当事者が保有する電子情報処理組織等の裁判所のシステム以外の電子情報処理組織の故障や当事者が利用する通信システムの障害も考え得るのであるから、「システム等の障害により」に変更するべきである。

2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式

電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係るファイル形式について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電磁的記録に係るファイル形式は、解読方法が標準化されているものとする。
- (2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる。

(注1) 当事者又はその代理人が身体の障害により相手方が提出した電磁的記録を読み取ることができない場合であって、当該電磁的記録を提出した者が音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提出することができるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、当該電磁的記録を提出した者に対し、音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提供することを求めることができるとの規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 容量の大きな電磁的記録の提出や、証拠となるべきものの写しに係るファイル形式が本文(1)に規定するものに該当しない場合の提出に関する規律について、引き続き検討するものとする。

【意見】

- 1 (1)及び(2)に賛成する。
- 2 (注1)の考え方に賛成する。
- 3 (注2)については、容量の大きな電磁的記録についてもできる限り提出を可能としつつ、一定の限度を定めてそれを超える容量の電磁的記録については、他の媒体による提出を認めるべきである。

【理由】

- 1 (1)及び(2)について

電子情報処理組織を用いて提出することができる電子データは、その解読方法が公に標準化されているものが相当である。

実際には、最高裁判所規則で定められることになるものと思料するが、主張、証拠ともに、無限定とすることは相当ではない。

特に、全てのタイプのファイルを許すこととすると、実行ファイルなど、システムに対して、過度な負荷をかけるものや、ウイルス等の不正なプログラムが混入する可能性が高くなり、システムの安全性を維持する観点からも、ファイル形式は限定したほうがよい。

ただし、提出が認められることとなる電子データの形式については、狭くなりすぎないように、訴訟代理人の執務実態を十分に勘案した上で、検討されるべきである。

裁判所が必要と認める場合には、適宜の電子データの形式を認めることは、特に差し支えないと考える。

2 (注1) の考え方について

提出を求めることができる電磁的記録を音声情報に限定せず、障がい者の訴訟追行に有益と認められる情報を有する電磁的記録とすべきとの意見があるが、反対する。

訴訟記録は一方当事者だけのものではなく、裁判官や相手方に加え、広く国民においても認識可能なデータでなければならない。

したがって、「障がい者の訴訟追行に有益と認められる情報を有する電磁的記録」であっても、解読方法が標準化されていないものを裁判記録とするべきではない。

なお、障がいのある当事者への配慮の観点から、裁判記録に附随する資料として、「障がい者の訴訟追行に有益と認められる情報を有する電磁的記録」を付することに反対する趣旨ではない。

3 容量の大きな電磁的記録について

訴訟記録を電子化に統一する観点から容量の大きな電磁的記録についてもできる限り提出を可能とするべきである。

しかしながら、システムのサーバーには物理的限界があるので、一定の限度を定めてそれを超える容量の電磁的記録については、他の媒体による提出を認めざるをえないと考える。

4 証拠となるべきものの写しに係るファイル形式

訴訟記録は一方当事者だけのものではなく，裁判官や相手方に加え，広く国民においても認識可能なデータでなければならないという観点から，証拠となるべきものの写しに係るファイル形式について，(2)の規律と特に変えるべきではない。

3 訴訟記録の電子化

- (1) 訴訟記録は裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものによるものとする。
- (2) 書面で提出されたものを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することについて、次のような規律を設けるものとする。
- ア 裁判所は、書面で提出された訴状及び準備書面並びに証拠となるべきものの写しについて、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。
- イ 裁判所は、書面で提出されたアのものを【アによりファイルに記録された日からその後の最初の期日が終了するまでの間】【アによりファイルに記録した旨の通知の日から一定期間（例えば2週間）】保管しなければならない。

(注1) 書面を提出した者は、その書面が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに正確に記録されていない場合には、再度、裁判所に対して同ファイルに記録することを求めることができるものとする。

(注2) 本文1における甲案、乙案及び丙案のいずれの場合においても、裁判所に書面を用いた申立て等をする当事者からは、当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収することについても、引き続き検討するものとする。

【意見】

1 (1)に賛成する。

2 (2)アに賛成する。

(2)イの書面の保管期間は、ファイルに記録された直後の期日が経過するまでの間又は記録した旨の通知の日から一定期間のいずれか遅い方とすべきである。

(注1)に賛成する。

(注2)に反対する。但し、①経済的理由で電子データによる提出ができなかったことを疎明した当事者からは手数料を徴収しないこと、及び②手数料額が実費程度であることに配慮されるのであれば、当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする場合に手数料を徴収することは認められる余地がある。なお、この手数料を「役務の対価」と位置付けることには反対する。

【理由】

訴訟記録を裁判所において電子データとして管理することにより、以下の

メリットがある。

①裁判所及び当事者の保管コストを低減することができること、

②物理的な紙を扱うよりも効率的に事件記録を扱うことができ、管理コストを減らすことができるとともに、SDGsの観点から紙資源の節約につながること、

③容易に検索し再利用することができるので、迅速かつ効率的な争点整理をはじめとする訴訟運営が可能となること、

④移送や上訴等により係属裁判所が変わる場合も迅速な事件記録の利用が可能となること、

⑤どこからでも事件記録にアクセスできるようになり、事件記録の運搬の負担が減ること、

⑥物理的な事件記録が保管されている場所以外での執務や申立てが可能となり、感染症の蔓延や災害発生時の業務継続やワーク・ライフ・バランスの実現に資する上、裁判所への距離が遠い等の理由で司法アクセスが困難な者のアクセスが容易になり、物理的距離に由来する不平等が解消されること。

したがって、訴訟記録を電子データとして管理することには大きなメリットがあり、裁判所において事件記録を全面的に電子データとして管理することには賛成する。

そして、上記のメリットを得つつ、且つ、不相当にコストが増大しないためには、仮に何らかの理由によって、紙で提出されたもの等であっても、事件記録としては、電子データとして一元的に管理されるべきである。

また、紙で提出されたものについて、〔アのファイルに記録された直後の期日が経過するまでの間〕とする案は、裁判所を交えて提出済み資料を確認する訴訟実務とも整合し、且つ、現実に確認する機会が確実に当事者に与えられることから、望ましいと考える。ただ、ファイルに記録した旨の通知の日から一定期間（例えば2週間）も確保される必要があるだろう。

手数料については、国民の裁判を受ける権利を実質的に侵害することは許されないことから、電子化へのインセンティブ目的などの理由で仮に徴取することとしても、経済的理由で電子データによる提出ができなかったことを疎明した当事者からは手数料を徴収しないこと、手数料額が実費程度であるように配慮されるべきである。

この手数料を「役務の対価」と位置付けることには反対する。

第2 訴えの提起，準備書面の提出

電子情報処理組織を用いてする訴えの提起及び準備書面の提出は，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子訴状及び電子準備書面を記録する方法によりするものとする。

(注1) インターネットを用いて訴えの提起及び準備書面の提出をする者の本人確認に関する規律の在り方について，引き続き検討するものとする。

(注2) 濫用的な訴えの提起を防止するための方策として，訴訟救助の申立ての有無にかかわらず，訴えを提起する際には，一律に，例えば数百円程度のデポジットを支払わなければならないという規律を設けることや，訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合には，納付命令を経ることなく命令により訴状を却下しなければならないと，この命令に対しては即時抗告をすることができないという規律を設けることについて，引き続き検討するものとする。

【意見】

- 1 本文に賛成する。
- 2 (注1) については反対する。以下のとおり改めるべきである。

ID及びパスワードの付与に際する本人確認の時期については，原告は，電子訴状の提出によりID及びパスワードの発行を受ける時点で，被告は，特別送達等により取得したアカウント情報を用いて，電子答弁書を提出する時点で，それぞれ行うべきである。

また本人確認の方法としては，利便性を著しく損なうことなく，適切にこれを行う必要があることから，当面は，身分証明書の電子的な写しを提出するものとすることも考えられる。

もっとも，運用の硬直化を招くことは適切でないから，最高裁判所規則において，裁判所は，当事者が電子訴状等を提出するに際し，本人確認をすべき旨の抽象的な規定を置くにとどめ，具体的な方法は実務にゆだねるべきである。

- (3) (注2) に反対する。

【理由】

- 1 本文について
現行民事訴訟法132条の10第3項に定めるとおりであり，これを改める必要はない。
- 2 (注1) について

(1) 本人確認の重要性

今後民事裁判手続のIT化の進展に伴って、対面による訴訟追行の機会が減少し、書面の電子提出の方法の簡素化が進むことで、その利便性が高まる一方で、氏名冒用や、第三者が不当に手続に介入するなど非弁行為等の恐れも払拭できないものと考えられる。

(2) 本人確認の時期・方法

そこで、従前どおり、①訴状等の特別送達を通じた本人確認、②対面時における身分証明書の提示等による本人確認は継続すべきで、そのほか、ウェブ会議実施時や、その前提となるアカウント付与の際に、本人確認を適宜適切に行う必要がある。

なおこのようなアカウント付与は、原告は、訴状提出時、被告は、電子答弁書提出時にこれを行うことが考えられる。

この際、その利便性を著しく損なうことなく、適切に本人確認をする方法として、当面は身分証明書の電子的な写しの提出を求めることが考えられるが、今後の技術の進歩により、一層これに適する方法が見い出される可能性も否定できないから、これを硬直化することなく、具体的な方法を実務に委ねるべきである。

もっとも、民事裁判のIT化が、氏名冒用や、非弁行為の温床とならないよう、このような建て付けを決定する際には、慎重な検討が求められる。

3 (注2) について

(1) 当事者に対する金銭的負担を求める提案について

本提案は、濫用的な訴え提起を防止するために、訴訟を提起する全ての者に対し、一律にデポジット納付と手数料納付の二重の支払いを強いるものである。

そうすると、本提案によれば、当事者の負担を明らかに加重するものといわざるを得ないものの、他方、その前提となる立法事実の検証は不十分というほかない。

また、本提案によれば、貧困その他の理由により、真に訴訟救助を必要とする当事者による訴えの提起を困難にする可能性は否定できないといわざるを得ないことから、国民の裁判を受ける権利（憲法第32条）を侵害するおそれも存する。

以上からすれば、当事者にデポジット等の負担を認める方策には反対である。

(2) 給付命令の創設

そもそも、手数料を一切納付しない事案が、必ずしも濫用的な訴えの提起といえるわけではないから（最高裁第3小法廷平成27年9月18日判決（民集69巻6号1729頁参照）、このような制度の創設が、必ずしも濫用的な訴え提起防止という目的に対する合理的な規律といえないばかりか、適正な訴えを抑止する危険性も皆無とはいえない。

そうすると、国民の裁判を受ける権利を侵害する可能性は払拭できないから、このような給付命令を創設することには基本的に賛成できない。

もっとも、手数料不納付に合理的理由がないことが明白な事案を特定できるとすれば、その要件面について検討を継続することについては反対しない。

第3 送達

1 システム送達

電子情報処理組織を利用した送達方法（以下「システム送達」という。）について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 当事者、法定代理人又は訴訟代理人（以下本項、第4の2及び第12の4において「当事者等」という。）は、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項（以下「通知アドレス」という。）の届出をすることができる。

ア 電子メールアドレス（電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する電子計算機の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。イにおいて同じ。）であって、最高裁判所規則で定める通信方式を用いるものをいう。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

イ アに掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって、最高裁判所規則で定めるもの

(2) 通知アドレスの届出をした当事者等に対する送達は、法第99条及び法第101条の規定にかかわらず、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類を記録し、通知アドレスの届出をした当事者等が電子情報処理組織を用いてその電子書類の閲覧及び複製をすることができる状態に置き、通知アドレスの届出をした当事者等の通知アドレスにその旨を通知してする。

(3) (2)による送達は、通知アドレスの届出をした当事者等が電子情報処理組織を用いて送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした時（通知アドレスの届出をした当事者等が二以上あるときは、最初に送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした者に係る閲覧又は複製の時）にその効力を生ずる。

(4) 通知アドレスの届出をした当事者等が(2)の通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧又は複製をしないと

きは、その日が経過した時にその電子書類の閲覧をしたものとみなす。

(注1) システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するためにどのような方策を講ずるべきかについては、実務の運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする考え方がある。

(注2) 裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない当事者等に送達する場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送達するものとする考え方とがある。また、提出当事者において、送達に用いる書面につき、①自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考え方がある。

(注3) 送達すべき電子書類の閲覧又は複製をしない場合に関する特則（本文(4)）を設ける場合に、送達を受けるべき者がその責めに帰すべき事由以外の事由により通知を受領することができず、又は送達すべき電子書類の閲覧又は複製をすることができなかったときの取扱いについては、引き続き検討するものとする。

(注4) 当事者本人及びその訴訟代理人の双方が通知アドレスの届出をしている場合など、通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に、当事者等がその一部を送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認め、そのような届出があったときには、当該届出のあった者以外の当事者等について、システム送達の名宛人とししないものとする考え方と、このような届出をすることを認めない考え方とがある。

【意見】

- 1 (1) ないし (4) に賛成する。ただし、(4) のみなし閲覧の特則を設けるにあたっては、当事者の手続保障の観点から、通知が確実に当事者に届く制度であるべきなので、事件管理システムにアクセスすることにより直ちに通知の存在が明らかになるようにシステム構築すべきであり、さらに運用として、通知の発出を複数回行う、電話による連絡等確実に到達する手段を併用するなどの対応をすることが前提とされるべきである。
- 2 (注1) については、実務の運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする考え方に賛成する。
- 3 (注2) については裁判所が自ら書面への出力を行ったうえでこれを送達するものとする考え方に賛成する。
- 4 (注3) については、みなし閲覧の特則の例外を設けずに訴訟行為の追完（法第97条）等の制度によって救済を図る方向で検討すべきである。
- 5 (注4) については、通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に当事者等がその一部を送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認め、そのような届出があったときには、当該届出のあった者以外の当事者等について、システム送達の名宛人とししないものとする考え方に賛成する。

【理由】

1 システム送達の必要性

手続の迅速化・効率化，利便性の観点から，システム送達を導入することには賛成である。

2 システム送達の効力発生時点

事件管理システムにアクセスしたうえで電子書類をブラウザ上で閲覧又は端末にダウンロード（複製）した時点で，受送達者が当該電子書類の内容を了知することができる状態となっていると考えられるので，その時点でシステム送達の効力が発生するとすることには賛成である。

3 みなし閲覧の特則

(1) みなし閲覧の特則

受送達者が事件管理システムにアクセスせずに送達文書の閲覧等を怠れば送達の効力がいつまでも発生しないことになり，意図的に送達の効力発生時期を遅らせることができるようになるのを防止するために，当事者等が送達すべき電子書類の閲覧等をしないまま，電子メール等による通知発出日から一定期間が経過した場合には，閲覧したものとみなし，送達の効力を発生させる規律（みなし閲覧の特則）を設けるのはやむを得ないとする。

電子メールという不安定な手段による通知の発出から一定期間が経過したというだけで送達の効力を生じさせるのは，当事者が電子書類の提出を認識していなくてもかかわらず送達が行われたことになるおそれがあり，当事者の手続保障の観点から妥当ではないとも考えられる。しかし，電子メールが届かない等の事態は頻繁に発生することではないし，通知アドレスの届出をした者はみなし閲覧の特則があることを念頭に置いて定期的に事件管理システムにアクセスして確認するなどの注意をすれば済むので，当事者の手続保障において大きな問題が生じることはあまり考えられない。

ただし，みなし閲覧の特則を設けるにあたっては，当事者の手続保障の観点から，通知が確実に当事者に届く制度であるべきなので，事件管理システムにアクセスすることにより直ちに通知の存在が明らかになるようにシステム構築すべきであり，さらに運用として，通知の発出を複数回行う，電話による連絡等確実に到達する手段を併用するなどの対応をすることが前提とされるべきである。

なお，受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって，かつ，当事者が将来の送達を予見できないようなものについては，みなし閲覧の特則を適用しないとする考え方も示されている。しかし，将来の送達を予見できるか否かはそのときの状況によって変わるため定型的に決めることはできないし，電子書類の性質によってみなし閲覧の特則の対象となったりならなかったりするものであれば，送達手続が煩雑となり，混乱を招きかねないから，上記のような線引きをするのは妥当でない。

(2) みなし閲覧の特則の例外

送達を受けるべき者がその責めに帰すべき事由以外の事由により送達すべき電

子書類の閲覧又は複製をすることができなかつた場合には、みなし閲覧の特則を適用しないとする例外を設けるべきとする考え方がある。

しかし、事後的に送達の効力が覆されるような例外を安易に認めることは手続の安定性の観点からは好ましくない。したがって、訴訟行為の追完（法97条）等の制度によって救済を図ることで足りると考えられる。

4 システム送達による訴状送達の場面の拡大

なりすましや誤送信の危険等を考えれば、システム送達による訴状送達の場面が限定的になることはやむを得ない。

訴状送達の場面における具体的方法として、訴状送達前に通知アドレスの届出を促す簡易な通知を郵送するといった手段が考えられ、これを訴え提起時のシステム送達の特則として法制化するとの考え方がある。しかし、郵送による簡易な通知を法制化する必要性は感じられないし、被告が事件管理システムを利用しないことが明らかな場合等、事案によっては郵送による簡易な通知をする意味がないこともあるであろうし、技術進歩等により郵送による簡易な通知以外の通知手段が可能となるかもしれないので、システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策については、特段の規律を設けず、実務の運用に委ねて柔軟に対応することができるようにするべきであると考えられる。

5 通知アドレスの届出をしていない当事者等に対する送達

現時点ではIT機器の利用に習熟していない者やIT環境が整っていない者にも配慮する必要があるので、システム送達は通知アドレスの届出をした当事者等に限定すべきである。

通知アドレスの届出をしていない当事者等に対する送達については、受送達者側の都合によって提出当事者が書面化して裁判所に提出しなければならなくなるのは酷であるから、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送達するものとするのが妥当である。

6 システム送達を受けるべき者の届出の制度

当事者及び訴訟代理人のいずれもが事件管理システムの利用登録をしている場合において、訴訟代理人が意図しないところで当事者が電子書類を閲覧するなどしたときに送達の効力が発生することになれば、訴訟代理人の訴訟活動に支障が出るおそれがある。

したがって、届け出た当事者等が二以上あるときに最初にその使用に係るパソコンに送達すべき電子書類が記録された者に係る記録の時を送達の効力発生時とするのではなく、届出によりシステム送達の対象者を限定することを認めるべきである。なお、訴訟代理人が選任されている場合でも当事者本人に対する送達を有効とした古い判例（最判昭和25年6月23日民集4巻6号240頁）があるが、民訴法104条1項により送達場所及び送達受取人の届出が制度化された現在でも先例的意義を有するかは疑問である。

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

- (1) 公示送達は、電磁的方法により不特定多数の者が公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものとする。
- (2) (1)における公示すべき内容は、裁判所書記官が送達すべき電子書類を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、いつでも電子情報処理組織を用いて送達を受けるべき者に閲覧又は複製をさせ、又は送達を受けるべき者にその内容を出力した書面を交付すべきこととする。

【意見】

賛成する。

ただし、インターネット利用環境がない者に配慮する観点から、裁判所に公示送達の内容にアクセスできる端末が設置され、誰でも容易に自己に対する公示送達の内容を検索し閲覧できる体制を整えるべきであり、そのような体制が整っていない場合には従来の掲示による公示送達を併存させるべきである。

また、最高裁判所規則の制定に当たっては、当事者等のプライバシー保護に十分に配慮する必要がある。公示する情報については、当事者の氏名や裁判所の係属部等事件を特定するための最小限の情報にとどめるべきであり、事件名については公示する情報から除外すべきである。

【理由】

インターネットを利用した公示送達は、裁判所の掲示板に掲示される現行制度よりも公示の効果が大きいので、賛成である。

もっとも、インターネット環境が整っていない者に対して送達を受ける機会を保障する必要がある。したがって、裁判所の電子掲示板や端末により公示送達の情報を確認できるような体制を整えるべきである。

ただ、インターネットを利用した公示送達になれば、誰でも容易にその情報にアクセスできることになるので、現行制度よりも当事者のプライバシー保護に配慮する必要がある。したがって、当事者のプライバシー侵害や他人による情報の悪用を避けるために掲示すべき情報の範囲は必要最小限のものとするべきである。例えば、事件名についてはそこから事件内容を推測することができ、プライバシー侵害や情報悪用のリスクがあるので、公示する情報に含めるべきではない。当事者の氏名や裁判所の係属部等の情報は事件の特定のため必要と思われるので公示する情報に含めるべきである。

第4 送付

1 当事者の相手方に対する直接の送付

当事者の相手方に対する直接の送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした相手方に対する直接の送付は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

(1) 裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送付すべき電子書類を記録し、通知アドレスの届出をした相手方が電子情報処理組織を用いてその電子書類の閲覧又は複製をすることができる状態に置き、当該相手方の通知アドレスにその旨を自動的に通知してする方法（通知アドレスの届出をした相手方に対するものに限る。）

(2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

【意見】

賛成する。ただし、(2)の「又は送付すべき電子書類」以降は削除すべきである。

なお、通知アドレスの届出をしていない相手方に対する書類の送付については、事件管理システムを利用して提出された書類を裁判所が当該電子書類の出力を行った上でこれを送付するべきである。

【理由】

通知アドレスの届出をしている相手方に対する文書の直接の送付につき事件管理システムを利用して行うことは、事務の効率化、利便性等の観点から、賛成する。

通知アドレスの届出をしていない相手方に対する書類の送付については、相手方の都合によって提出当事者が書面化して裁判所に提出しなければならないのは酷であるから、裁判所が電子書類の出力を行った上でこれを送付するものとするのが妥当である。

通知アドレスの届出をしていない相手方に対する電子書類の送付については、上記のとおり、裁判所が電子書類の出力を行った上でこれを送付することになるので、当事者が相手方に「送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面」を交付するケースは考えられない。したがって、(2)のうち「又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付」は削除すべきである。

2 裁判所の当事者等に対する送付

裁判所の当事者等に対する送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした当事者等に対する送付は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

- (1) システム送達（通知アドレスの届出をした当事者等に対するものに限る。）
- (2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

(注) 当事者が裁判所のシステムを通じて提出した送付すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない相手方に送付する場合の取扱いについては、提出当事者が直接の送付をするものとする考え方と、裁判所の送付によるものとする考え方があり、そのうち裁判所の送付によるものとする考え方採る場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送付するものとする考え方とがある。また、提出当事者において、裁判所の送付に用いる書面につき、①当事者自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考え方がある。

【意見】

賛成する。

なお、通知アドレスの届出をしていない相手方に対する書類の送付については、事件管理システムを利用して提出された書類を裁判所が当該電子書類の出力を行った上でこれを送付すべきである。

【理由】

通知アドレスの届出をしている相手方に対する文書の直接の送付につき事件管理システムを利用して行うことは、事務の効率化、利便性等の観点から、賛成する。

通知アドレスの届出をしていない相手方に対する書類の送付については、相手方の都合によって提出当事者が書面化して裁判所に提出しなければならなくなるのは酷であるから、裁判所が電子書類の出力を行った上でこれを送付するものとするのが妥当である。

3 相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実

相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（相手方がその準備書面の閲覧又は複製をしたもの）に記載した事実を主張することができるものとする。

（注）本文の規律に加えて、相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（本文1(1)の通知が発出された日から一定の期間を経過したもの）に記載した事実を主張することができるものとする考え方がある。

【意見】

本文に賛成する。

（注）に記載されたような規定の導入に基本的に賛成するが、「一定の期間」については十分な期間を確保すべきであり、かつ相手方の責めに帰すべきでない事由により相手方が事件管理システムを通じて提出された準備書面を閲覧できなかった場合の例外規定を設けるべきである。

【理由】

事件管理システムによる準備書面の直送を許容する以上は、相手方が在廷していない口頭弁論において、事件管理システムにより直送済みの準備書面を主張することを認めるべきである。

もともと、口頭弁論の直前に提出された書面についてまで陳述を許す必要性はないと考えられるし、在廷していない相手方の防御権が保障されるべきなので、「一定の期間」については十分な期間を確保すべきである。

また、直送が許される準備書面については、相手方の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものではないと考えられるから、（注）のような規律を加えることについても異議はない。

第5 口頭弁論

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとする。その期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

（注）ウェブ会議等を用いて出頭する者の本人確認及び所在すべき場所並びにその者に対する不当な影響の排除に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

1 本文に賛成する。

2 (注) に賛成する。

出頭者や同席者の確認，本人確認，通話先の場所の確認，出頭者に対して不当な影響がある場合にそれを排除する措置に関する規律を定めるべきであるが，その際には，法律事項と規則事項との区分けについて検討するべきである。

また，期日変更の権限については，裁判長の権限とすることに賛成する。

【理由】

1 口頭弁論の期日へのウェブ会議等を用いた出頭について（本文）

(1) ウェブ会議を用いて行うことについて

通信技術の著しい発達に伴い，インターネットによるウェブ会議等を利用することで音声と映像を活用して訴訟活動をすることが，技術的に可能となった。

そこで，裁判所へのアクセスの向上や当事者の利便性のため，当事者が裁判所に出頭しなくても，ウェブ会議等を利用して，口頭弁論の期日における手続を行うことができるようにすべきである。

(2) 当事者の裁判所への出頭について

実際に裁判所へ出頭した場合と比べると，ウェブ会議等では裁判官や相手方との意思疎通が不十分となることが考えられ，裁判所に出頭した方が充実した審理が期待できる場合がある。また，事件関係者等の傍聴の関係で，当事者も裁判所に出頭することが望ましい場合もあり得る。

したがって，当事者が裁判所に出頭を希望する場合には，裁判所に出頭できるものとすべきである。

2 ウェブ入廷時の本人確認の措置について（注）

(1) 本人確認の方法等の規律について

ウェブ会議の場合，出頭者が本人であるのか否か，また同席者の存在の有無がわかりにくい。また，かりに同席者がいた場合，法廷と比べて当事者席と傍聴席との区分けが不明確であることから，出頭者に不当な影響を与えることが懸念される。

したがって，なりすまし防止や非弁防止の観点から，出頭者や同席者の確認，本人確認，通話先の場所の確認，当事者に対して不当な影響がある場合にそれを排除する措置のほか，そもそも当事者本人以外の者の通話先における同席の可否，その同席者の性格，同席を認めるための要件等，同席に関する規律を定めるべきである。

この点、まず法人の従業員等訴訟行為をなしえない者は、すべて傍聴人として扱い、通話先における傍聴については、裁判所の許可によるものとすべきである。

また、当事者以外の者に、独自のID・パスワードを付与して通話先以外の場所で傍聴することは認めるべきではない。

さらに、当事者以外の者が通話先の場所で傍聴することについても、当事者に有利不利を問わず影響を与える可能性があるため、裁判所の許可によるべきである。期日に出頭しないで手続に参与した当事者は、その期日に出頭したものとみなされ、通話先の場所は法廷の当事者席と同様の場所と考えるべきことから、通話先の場所における当事者以外の者の傍聴を許可する要件としては、弁論準備手続における傍聴許可の要件である「相当性」（法169条）では足りず、「当事者及び審理に影響を与えない蓋然性」があることを要件とするべきである。

以上のとおり、本人確認の方法等の各種規律を定めるべきであるが、その規律対象及び内容にしたがって、法律事項とするか、規則事項とするか、その区分けについては、さらに検討するべきである。

なお、本人訴訟におけるウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日については、ウェブ画面上での本人確認、出頭場所や第三者の同席の有無の確認には限界があり、非弁行為防止の観点から、最寄りの裁判所の会議室（の端末）からの出頭に限定し、当事者の本人確認をその裁判所の職員が行い、会議室に入ることができるのは原則当事者本人のみとすべきであるとの意見があった。その他にも、「口頭弁論については、原則としては、当事者の出頭を求めるべきである。」との意見及び「少なくとも当事者の一方が反対する場合は、ウェブによる口頭弁論はできないとすべき。」との意見があった。

（2）期日取消しの権限について

期日の変更（期日の取消しと新しい期日の指定）について、法第93条第3項及び同第4項は、裁判所にのみ認め、裁判長には認めていないところ、期日の指定権限は裁判長にあるのであるから（同第1項）、柔軟な期日の変更を実現するという観点から、期日の変更を裁判長の権限としてもよいと考える。

2 無断での写真の撮影等の禁止

裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により手続を行う期日又は裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により手続を行う期日において、裁判長がその期日における手続を行うために在席する場所以外の場所にいる者が、裁判長の許可を得ないで、その送受信された映像又は音声について、写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為をしたときの制裁を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 規律の必要性

和解期日（当事者双方が同席する場合）はもちろんのこと、口頭弁論や弁論準備手続における訴訟当事者ないし代理人の発言であっても、ノンコミットメント・ルールを念頭に置いたものを含め、それが後日何らかの方法で相手方に利用されることは想定されていない発言がなされることもある。さらに、訴訟代理人の期日の発言内容の中には、自身の依頼者に知られることを想定していないものも含まれているところ、これを相手方が録音・録画しており依頼者に伝えられてしまえば、自身と依頼者との間の信頼関係が破壊されることもあり得る。

当事者も訴訟代理人も、発言が後日利用されないことに対する信頼があるからこそ、委縮することなく自由に発言することができるのであって、これは訴訟制度の根幹的な価値であり、かかる法廷における秩序維持は、本規律の重要な保護法益であると考えられる。

したがって、ウェブ会議等や電話会議において、録音・録画等の行為を裁判長の許可によることとし、それに反する行為を制裁の対象とするべきである。なお、これら行為を抑止するためには過料による制裁で必要かつ十分であり、現実の法廷におけるこれら行為に対しては制裁がないこととも対比して、ウェブ会議等におけるこれら行為に対して刑事罰を科すことは不当である。

2 現実の法廷における規律の必要性

上記述べた無許可の録音・録画等が禁止されるべき理由は、現実の法廷・ウェブ会議等における通話先の場所の区別なく妥当する。

しかし、現実の法廷では裁判長が訴訟当事者、傍聴人の所作からこれらの行為が行われていないことを確認できるし、裁判長や相手方当事者の面前で敢えて隠し撮りを行おうという者がそう多いとも考えられない。

これに対し、ウェブ会議等では、裁判長の確認は不可能であり、裁判長や相手方当事者が画面の向こうにいる状態では規範意識も鈍麻しがちであり、かつ隠し撮りの為の機器の準備の必要もなくクリック一つで完璧な撮影・録音・録画が行われてしまうという特徴がある。

したがって、規律を設けるのは、電話会議やウェブ会議等に限るべきであり、現実の法廷における規律を設ける必要はない。

3 口頭弁論の公開に関する規律の維持

口頭弁論の公開は、現実の法廷において行うものとし、裁判所がインターネット中継等によって行うことを許容したり禁止したりする規律は設けないものとする。

【意見】

反対する。

司法に対する国民の理解の増進、裁判に対する市民の監視及び最高裁判所裁判官の国民審査の実質化を図るため、最高裁判所の口頭弁論の期日については、下級審に先行して、インターネットで中継等することを許容する規律を設けるべきである。その場合、個人のプライバシーや営業秘密に配慮して例外に関する規律も設けるべきである。

また、下級審の口頭弁論の期日についても、同様の規律を設けることについて、検討を開始すべきである。

【理由】

1 裁判の公開原則

憲法第82条第1項は、裁判の公開原則を定めており、裁判の公正を確保するため、対審及び判決という裁判の中核をなす過程の公開を定めるものであり、憲法第32条の裁判を受ける権利の保障には、公開裁判の保障が含まれているものと解されている。そして、裁判の公開は、当事者公開だけではなく広く一般に公開することを意味しており、誰もが裁判を傍聴することができる傍聴の自由が含まれる。もっとも、法廷に設けられる傍聴席数などの物理的制約から、傍聴人の人数が制限されているし、裁判長は、法廷における秩序を維持するため必要と認めるときは、傍聴席に相応

する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許す措置をとることができるものとされている（昭和27年9月1日最高裁判所規則第21号・裁判所傍聴規則第1条第1号）。

2 口頭弁論期日のウェブ中継の導入

しかし、民事裁判手続がIT化され、ウェブ会議を通じて口頭弁論期日に当事者が参加できるようになれば、各地の裁判所の法廷にウェブ会議を実施するための機器が設置されるようになるから、裁判所のウェブサイトなどインターネット上で裁判を傍聴すること（ウェブ中継）も可能になるはずである。ウェブ中継を実施すれば、傍聴席の数などの物理的障害はなくなることになり、国民に広く傍聴の機会を与えることができるようになる。裁判の公開の在り方として、法廷での傍聴に加えて、テレビ中継やウェブ中継をすることは、現行法の下においても許容されており、裁判の公正を確保するという公開原則の趣旨から望ましい。国民が民事司法をより身近に感じ、親しみを持つ効果も期待できる。

この点、中間試案は、「口頭弁論の公開については、現実の法廷のみで行うこととし、ウェブ中継などを認めたり禁止したりする規律は設けないものとする」としている。

しかしながら、司法に対する国民の理解の増進、裁判に対する市民の監視の観点からは、ウェブ中継のニーズがあると思われる訴訟類型、例えば、議員定数不均衡訴訟や原発訴訟などのいわゆる「政策形成訴訟」、住民訴訟その他の社会的関心が高く傍聴券の発行がされる訴訟などでは、訴訟関係者等の名誉やプライバシーに配慮した上でウェブ中継が実施されることによる利点は大きい。特に、最高裁判所の口頭弁論期日は、憲法違反、判例変更、重要な法律解釈が争点となることが多いため国民的関心が高いものと考えられ、最高裁判所裁判官の国民審査制の機能を十分に果たすためにも、移動の時間や費用をかけずに、国民が最高裁判所の口頭弁論期日における審理を傍聴する機会を設けることは重要である。

他方、民事裁判の多くは訴訟当事者及び関係者（以下「訴訟関係者等」という。）のプライバシーに関わる情報が含まれており、インターネットが発達した現在、訴訟関係者等が知られたくないプライバシー等がソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）を通じて拡散され、ウェブ中継による裁判の公開が訴訟関係者等の名誉やプライバシーを侵害する危険性も生じ得る。当事者が民事裁判の利用をためらうことがないよう配慮されなければならない（市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条

参照) から、訴訟関係者等の私生活の利益等を害する場合には、ウェブ中継を実施するべきではない。

そこで、司法に対する国民の理解の増進、裁判に対する市民の監視及び最高裁判所裁判官の国民審査の実質化を図るため、下級審に先行して最高裁判所の口頭弁論期日をインターネットで配信する規律を設けるべきであり、下級審についても、同様の規律を設けることについて、検討を開始すべきである。

規律を設けるにあたっては、原則としてすべてをインターネットで配信するものとし、訴訟関係者等のプライバシーや営業秘密等の観点から支障が生じる場合には、訴訟関係者等の申立て及び訴訟当事者の意見を踏まえて制限するという考え方を基本とするべきである。

なお、この点、そもそもインターネット上での口頭弁論の公開が技術的に可能であるにもかかわらず、訴訟関係者等のプライバシーや営業秘密等を理由に裁判の公開を制約することは、日本国憲法第82条との関係で許されるのか、あらためて議論するべきであるという意見があった。裁判の公開は、裁判の公正を確保することを目的に市民による裁判に対する言論や報道の自由を制度的に保障するために定められたものであり、訴訟関係者のための制度ではない。さらに、憲法では、裁判の対審は、裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に限り、公開しないでこれを行うことができると定める以上、この例外の場合にあたらぬにもかかわらず、当事者等の利益保護のみを理由として、民事訴訟における口頭弁論手続をインターネット上で公開することを制度的に制約してしまうことは、憲法の明文にも抵触する可能性が否定できない、国民が裁判の公正さを議論するための土壌を確保し、裁判に対する言論の自由や報道の自由を保障する観点から、技術的に可能な範囲で、インターネット上、口頭弁論を公開することが憲法上求められるというのが、その理由である。

4 準備書面等の提出の促し

裁判長は、法第162条の規定により定めた期間を経過しても、同条の規定により定めた特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出がされないときは、裁判所書記官に、その準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができるものとする。

(注) 本文の規律に加えて、提出期間を経過しても準備書面が提出されない場合に、提出が遅延している理由を説明しなければならないものとする考え方、裁判所がその提出を命ずることができるものとする考え方及び正当な理由なくその命令に違反した場合に、法第157条の2と同様の制裁を設けるものとする考え方がある。

【意見】

- 1 本文に賛成する。
- 2 (注) について、提出が遅延している場合に、相手方の求めがあるときは、理由を説明しなければならないものとすることに賛成する。

【理由】

1 準備書面等の提出の促しの必要性 (本文)

口頭弁論は書面で準備しなければならず(法第161条第1項)、準備書面は、記載された事項について相手方が準備するのに必要な期間をおいて、裁判所に提出しなければならない(規則第79条第1項)。しかし、準備書面等が期日の当日に提出され、実質的な口頭弁論が行われないう状況があり、これを変えるため、平成8年法改正により、法第162条が定められた。この規定が設けられた後も、準備書面等が定められた期間までに提出されないことがある。

紛争解決のための充実した審理の実現には、準備書面等が定められた期間までに提出されるべきことは言うまでもないが、提出期間経過後の裁判所書記官による促しが、既に裁判所書記官の審理充実事務の1つとして事実上行われている。そこで、これを法律上の具体的制度として明文化することとし、裁判長は、法第162条の規定による期間を経過しても、同条に規定する準備書面の提出等がされないときは、裁判所書記官に、その準備書面の提出等の促しをさせることができるものとする規定を置くべきである。

なお、裁判所書記官の権限見直しにも関わるので、その観点からの検討も必要である。

2 準備書面の提出を促進するための方策について (注)

(注) について、提出期間が定められたにもかかわらず準備書面の提出が

遅延している場合には、今後の審理の進行や反論準備にも関わるため、相手方当事者の求めがあるときに、遅延している当事者にその理由の説明義務を課すことには、合理性があるといえる。

もともと、法162条における裁判長が定める準備書面の提出期間は、それを提出する当事者の意見聴取が要件とされておらず、定められた提出期間が相当であるとは必ずしもいえない。また、提出期間に遅れた場合に提出命令や制裁を伴う可能性があるとするれば、提出期間を定めるにあたり、当事者は、確実に提出することを見越した相当長期の期間の設定を求めることとなる。その結果、むしろ審理が長期化する可能性がある。さらに、法において定められた他の遅延行為に対する効果（法167条等）との権衡も考慮する必要がある。

したがって、当事者に説明義務を課す以上に、提出命令や制裁を課すことについては、慎重に検討されるべきである。

第6 新たな訴訟手続

民事裁判手続のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、訴訟手続の特則として新たな訴訟手続の規律を設けることについて、新たな訴訟手続の規律を設けるものとする甲案若しくは乙案（ただし、甲案及び乙案はいずれも排斥し合うものではなく、例えば、甲案及び乙案を併存させ、又はいずれか一方の規律に他方の一部を導入することもあり得る。）又は規律を設けないものとする丙案のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- 1 地方裁判所においては、通知アドレスの届出をした原告は、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、第1回の口頭弁論の期日（第1回の口頭弁論の期日の前に弁論準備手続に付する決定をした場合にあっては、第1回の弁論準備手続の期日。以下本項において同じ。）の終了時までに行ななければならない。
- 3 新たな訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回の口頭弁論の期日から6月以内に審理を終結しなければならない。
- 4 証拠調べは、即時に取り調べるができる証拠に限りすることができる。
- 5(1) 被告は、第1回の口頭弁論の期日の終了時まで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。
(2) 訴訟は、(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。
- 6(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定を行ななければならない。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。
ア 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。
イ 被告が第1回の口頭弁論の期日の終了後【10】日以内に通知アドレスの届出をしていないとき。
ウ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。
(2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 7(1) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。
(2) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げな

い。

(3) 法第358条から法第360条までの規定は、(2)の異議について準用する。

(4) 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

【乙案】

1 地方裁判所においては、通知アドレスの届出をした当事者は、共同の申立てにより、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。

2 1の共同の申立ては、第1回の口頭弁論の期日の終了時までに行ななければならない。

3(1) 裁判所は、1の共同の申立てがあったときは、答弁書の提出後速やかに当事者双方と審理の計画について協議をするための日時を指定し、その協議の結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

(2) (1)の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 争点及び証拠の整理を行う期間

イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期

ウ 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

(3) (1)の審理の計画においては、(2)アからウまでに掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

(4) 裁判所は、(1)の審理の計画を定めるに当たり審理の計画を定めた日から審理の終結までの期間を6月以内とするものとし、(2)アからウまでに掲げる事項について次のとおり定めるものとする。

ア 争点及び証拠の整理を行う期間 審理の計画を定めた日から5月以内の期間

イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期 争点及び証拠の整理の期間が終了する日から1月以内の時期

ウ 口頭弁論の終結の予定時期 最後に証人又は当事者本人の尋問を行う日（証人及び当事者本人の尋問を行わないものとするときは、争点及び証拠の整理の期間が終了する日から1月以内の日）

エ 判決の言渡しの予定時期 口頭弁論の終結の日から1月以内の時期

(5) 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて(1)の審理の計画を変更することができる。

4(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。

ア 当事者のいずれかから通常の手続に移行させる旨の申述がされたとき。

イ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

(2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

【丙案】

新たな訴訟手続に関する規律を設けない。

(注1) 次に掲げる紛争に係る事件について、甲案及び乙案のいずれにおいても対象から除外するものとする考え方、甲案においては対象から除外するものとする考え方がある。

ア消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）の間の民事上の紛争

イ個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）

(注2) 甲案においては、被告も第1回の口頭弁論の期日までに新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述をすることができ、原告が第1回の口頭弁論の期日の終了時までに訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができるものとする考え方がある。

(注3) 乙案においては、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める共同の申立ては、第1回の口頭弁論の期日の終了後であっても（例えば、争点整理手続が終了するまでの間）することができるものとする考え方がある。

(注4) 乙案においては、本文3(4)の期間・時期について、「6月」等と法定することなく、当事者の協議によって柔軟に定めることができるものとする考え方がある。

(注5) 甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人が選任されていることを必要とするものとする考え方、甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人が選任されていることを必要とせずいわゆる本人訴訟でも利用することができるものとする考え方、甲案においては訴訟代理人が選任されていることを必要とするものとする考え方がある。

(注6) 乙案においては、通常の手続への移行の規律を設けないものとする考え方がある。

【意見】

- 1 甲案／乙案／丙案の選択について
丙案に賛成する。
- 2 注1ないし6について
丙案を採用する限り議論の必要はない。

【理由】

1 新たな訴訟手続を検討する視点

新たな訴訟手続の目的は、終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めることにあるとされる。

たしかに裁判の迅速化や、終局判決の時期を予測しつつ手続を行う利益は、一般市民の裁判への要請として理解することができる。しかしながら、新たな手続を構築するにあたっては、十分な手続保障がなされることを前提に、その新たな手続の合目的性、目的を達成する手段としての相当性につき、検討する必要がある。

このような訴訟手続の創設は、裁判の迅速化にとどまらず、訴訟の進行管理に関する民事訴訟の骨格自体を大きく変容させかねないものであり、我が国の裁判制度の根幹的な変更に関わるものとして、IT化とは独立して、別途正面から論じるべき性質の事柄といえる。

2 甲案について

甲案は、当事者間に少なくとも消極的合意があることを要件に、法定の審理期間内で、制限された証拠に基づく判決を言い渡し、これに対する不服申立てを異議として、適法な異議があれば、同一の審級における審理を可能とするものである。

しかしながら、かかる手続には、以下のような問題がある。

- (1) 当事者間の消極的合意は第1回の口頭弁論期日の終了に至る前になされなければならないところ（制度としてこの時期を遅らせると期間を法定する意味がない）、早期の証拠収集手段が乏しい現行法下においては、この時点で自らが証拠となし得る資料の全貌を把握していることはまれであり、結果として移行申述をすることになる場面が多く、利用できる場面は極めて限られる。
- (2) 第1回口頭弁論の時点で把握できなかった事実関係が明らかになったり、新たな攻撃防御方法の提出により、文書送付嘱託など新たな情報・証拠の収集が必要になるなど、証拠制限の元では攻撃防御が尽くせない場合がある（現実には、疎明資料に制限のある保全手続と証拠制限のない本案の訴訟手続とで結論が異なることは、少なくない）。これを防ぐには攻撃防御方法の提出自体を制限する必要があるが、それでは事案の抜本的な解決ができず、再訴を招くことになりかねない。
- (3) 判決の既判力の根拠は、当事者が十分な攻撃防御方法を尽くした点に

求められるところ、証拠や期間が制限された手続の下での判決に、これと同様の効力を認めるのは相当でない。

- (4) 敗訴当事者に不服があれば異議申立てができ、同一審級での審理がなされるのであれば、屋上屋を架すことになり、かえって訴訟が遅延する。

これらの難点を回避するためには、争点が単純で、かつ少数であり、類型的な証拠のみにより判断しうる事案を選択することになるが、そのことが当初から確定しているような事案はまれであり、かつ、そのような事案（たとえば過失割合のみが争点となっている交通事故事案）では現行法下でも迅速な判決ないし和解による解決がなされているので、新たな訴訟手続を選択する実益は乏しい。

3 乙案について

乙案は、当事者間の積極的合意により、当事者が合意で審理計画を立案し、その審理計画の定めに沿って訴訟を迫行していくモデルを立法化するものである。当事者主導で争点整理を行い、迅速な裁判を実現することを指向する点では、諸外国にも例のないものといえ、当事者間の積極的合意がある以上、手続保障がやや後退してもやむを得ないとの価値判断もあり得るところである。

しかしながら、乙案においても、当事者が積極的に新たな手続を申し立て、審理計画を立案するためには、甲案の場合と同様に、早期に事案の全貌と証拠を把握していることが前提である。

また、乙案では、当事者にいつでも通常手続に移行する権利、裁判所に審理計画を変更する権利が留保されており、審理計画を定めたとしても、訴訟関係者がこれに厳格に拘束されるわけではない。しかるに、現行法においても、いわゆる計画的審理に関する抽象的規定は147条の2に置かれており、拘束力のない審理計画を立て、それにしたがって訴訟を迫行していくことは、現行法下でも可能である。かといって、審理計画に当事者及び裁判所に対する拘束力を持たせる制度とすると、それが利用されないことは現行法147条の3の適用事例が全くといっていいほど存在しないことから、明らかである。

すなわち、乙案類似の手続は、現行の仲裁や計画的審理によって実現可能であり、また、計画的審理のほうがスケジュール調整も柔軟で、事件管理上の弊害も起きにくい。このため、わざわざ新たな訴訟手続として規律を設ける必要性に乏しい。法にこのような定めを置くのではなく、いわゆるソフトローの位置づけとして、計画的審理の具体的な準則とするなど、現行法の計画的審理の拡充をすることで、裁判の迅速化や終局判決時期の予測可能性は十分に担保できる。

4 甲案・乙案に共通する懸念事項

甲案・乙案いずれについても、新たな訴訟手続が想定する事案（一定の事件類型あるいは手持ち証拠が既に十分な事案）は、現行法の下でもそもそもそこまで時間をかけずに解決可能であり、新たな訴訟手続を創設するニーズ自体に

そもそも疑問がある。

このほか、特に所属裁判官の少ない庁において新たな訴訟手続を導入すると、通常の民事訴訟手続の中に、スケジュールの決まっている新たな訴訟手続をはめ込むことになるため、却って事件管理が混乱し、ラフジャスティスを招いたり、他の事件の遅延の原因を作ったりする懸念があるとの意見や、大規模庁であっても専門部を作るような件数が係属するほどのニーズがあるとも思えず、事件管理の困難性から来る審理全体への影響はやはり無視できないとの意見もあった。

また、（注5）の部分に関連し、訴訟代理人の選任を義務化した規定は現行民事訴訟法に存在しないところ、複雑な事件ですら訴訟代理人が義務化されていないのに（現行法147条の3）、甲案であれ乙案であれ、複雑とまではいえない事件に関して訴訟代理人を義務化するのは不整合ではないかとの意見もあった。

5 結論

以上のとおり、甲案乙案ともに、終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めるという目的を達するほどの需要は見込めず、計画的審理の運用により、事案に応じた柔軟な方策の下にこれらの目的は実現可能である。

また、早期の審理計画を立案する前提としては、当事者が事実関係を早期に把握できることが制度として保障される必要があり、そのためには情報や証拠の収集方法の拡充こそが求められる。したがって、将来の議論として情報・証拠の収集方法の拡充に関する立法とともに、新たな立法もしくは運用モデルについて検討がなされるべきであり、少なくともIT化とは関連する事項でなく、今回の立法としては見送られるべきである。

第7 争点整理手続等

(前注)「1 弁論準備手続」から「3 準備的口頭弁論」までは、民事裁判手続のIT化に伴い、現行法における争点整理手続に関する規律の見直しを検討するものであるが、争点整理手続については、このほかに、三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を見直し、これを一つの手続に統合することの可否という論点がある。第7では、後者の論点については「4 争点整理手続の在り方」で一括して取り扱うこととし、「1 弁論準備手続」から「3 準備的口頭弁論」までにおいては、三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持することをひとまずの前提としている。

1 弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる（同項ただし書は削除する。）。

(注) 本文とは別に、法第170条第2項の規律を見直し、弁論準備手続の期日において、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果を顕出することができるものとする考え方がある。

【意見】

- 1 (前注)につき、現行の三種類の争点整理手続を維持することを前提とすることに反対する。
争点整理手続は弁論準備手続に統一されるべきであり、後述のとおり、現行の準備的口頭弁論及び書面による準備手続は廃止するべきである。
- 2 1の本文(法170条3項の遠隔地要件及びただし書(一方当事者出頭要件)を削除すること)、及び(注)に賛成する。
- 3 電話会議等の実施に係る細目的事項の規律として、出頭者や同席者の確認、本人確認、通話先の場所の確認、出頭者に対して不当な影響がある場合にそれを排除する措置に関する規律を定めるべきであるが、それを引き続き最高裁判所規則において定めるのか、法律事項とするのかの区分けについては、さらに検討するべきである。

【理由】

- 1 争点整理手続の一本化
準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止するべきことは、後記第7の4のとおりである。
- 2 遠隔地等の要件の見直し及び一方当事者出頭要件の廃止

- (1) 技術の進歩によりウェブ会議が利用に耐えうるものになったことを踏まえれば、弁論準備手続において、一方当事者出頭要件や遠隔地要件を課す合理的理由はない。
- (2) なお、ウェブ会議等について、本人訴訟においては、第三者の影響を排除する必要がある。そのため、その実施にあたっては、他方当事者の意見を十分に確認することはもちろん、事案によっては第三者の影響を排除できる実施場所として最寄りの裁判所においてのみ実施を認めるなど、より慎重な運用が行われなければならない。

3 ウェブ会議等の実施に係る細目的事項

ウェブ会議等の場合、出頭者が本人であるのか否か、また同席者の存在の有無がわかりにくい。また、通話先の場所や同席者によっては、出頭者に不当な影響を与えることが懸念される。

なりすまし防止や非弁防止の観点から、出頭者や同席者の確認、本人確認、通話先の場所の確認、出頭者に対して不当な影響がある場合にそれを排除する措置に関する規律を定めるべきであることは、口頭弁論において述べたとおりである。

なお、これら規律は、引き続き最高裁判所規則において定めるのか、法律事項とするのかの区分けは、その規律対象及び内容にしたがって、さらに検討すべきである。

4 (注) について

書証の取調が可能であることからの対比からも、調査嘱託の結果等を前提として争点及び証拠の整理がされている現行実務からも、これを認めても特に問題ない。

2 書面による準備手続

- (1) 法第175条を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭（第5の1及び法第170条第4項の規定により出頭したものとみなされる場合を含む。）なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。）に付することができる。

- (2) 法第176条第1項を削除した上で、受命裁判官に関する規律として新たに次のような規律を設けるものとする。

ア裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

ただし、判事補のみが受命裁判官となることはできない。

イ書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定（アを除く。）による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する法第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

- (3) 法第176条第2項を次のように改めるものとする。

裁判長は、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

- (4) 書面による準備手続における協議（法第176条第3項）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

同項を削除する。

【乙案】

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

- (5) 法第176条第4項を次のように改めるものとする（法第149条第2項を準用の対象から除外する現行法の規律を改める。）。

法第149条〈釈明権〉、法第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び法第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。

【意見】

- 1 反対する。書面による準備手続は、廃止するべきである。

- 2 仮に書面による準備手続の制度を残す場合、(1)から(3)まで及び(5)については賛成し、(4)は甲案によるべきである。

【理由】

1 書面による準備手続の廃止

後記第7の4のとおりである。

以下、書面による準備手続の制度を残す場合を前提に、意見の理由を述べる。

2 遠隔地等の要件の見直し

(1)は現行法175条1項の「当事者が遠隔地に居住しているとき」という「相当と認めるとき」の例示を削除するものである。書面による準備手続の制度を残す場合、それが利用されるのは、当事者の一方または双方が裁判所への出頭を困難である場合が想定されるが、かかる事情は必ずしも遠隔地か否かの問題ではなく、近距離であっても問題となり得る。

したがって、相当性の例示として遠隔地要件を課す合理的理由はない。

3 手続の主宰者に関する規律の見直し

(2)は、現行法176条1項が書面による準備手続は、地方裁判所では受命裁判官に行わせることができないとされているところ、それを削除し、地方裁判所でも判事補でなければ、受命裁判官として手続を主宰できるようにするものである。

単独事件では書面による準備手続を行うことができるにもかかわらず、合議事件では受命裁判官として行うことができないということには、合理性がなく、書面による準備手続の手続としての特殊性を踏まえても、受命裁判官として判事補を除外することで必要かつ十分である。

また、(3)は、これに伴う文言の整理である。

4 電話会議等を利用した協議を維持することの要否

(4)について、弁論準備手続も双方当事者が現実に裁判所に出頭することなく電話会議やウェブ会議で実施できるようにするのであれば、書面による準備手続において、電話会議やウェブ会議で協議を行えるようにする必要性はない。

書面による準備手続は、書面のみによる争点整理に特化させ、仮に口頭による協議等が必要となった場合は、協議の目的に応じて弁論準備手続や進行協議手続を利用することで必要かつ十分であり、その方が手続の区分として明確である。

- したがって、甲案を採用し、法176条第3項は削除すべきである。
- 5 積明権・訴訟指揮等に対する異議・要約書面の提出に関する規定の準用(5)について、受命裁判官として陪席裁判官に手続の主宰を認める以上は、これらを陪席裁判官に認めても問題ない。

3 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論については、現行法の規律を維持するものとする。

【意見】

反対する。準備的口頭弁論は、廃止すべきである。

【理由】

後記第7の4のとおり。公開法廷の場で争点整理を行うべきときは、口頭弁論において行えば足り、準備的口頭弁論は不要である。

4 争点整理手続の在り方

争点整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の枠組みを見直し、これを一つの争点整理手続に統合することについて、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行法における三種類の争点整理手続を一種類の争点整理手続（新たな争点整理手続）に統合することとし、次のような規律を設けるものとする。

(1) 新たな争点整理手続の開始

裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を新たな争点整理手続に付することができる。

(2) 新たな争点整理手続の期日

ア 新たな争点整理手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、期日を指定せずにこれを行うことができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続を公開し、又はア本文の期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

【ウ 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、新たな争点整理手続の期日外において、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。】

(3) 音声の送受信による通話の方法による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、新たな争点整理手続の期日における手続【又は(2)ウの協議】を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(4) 新たな争点整理手続における訴訟行為等

ア 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。

ウ 法第148条から法第151条まで〈裁判長の訴訟指揮権・釈明権，これらに対する異議，釈明処分〉，法第152条第1項〈口頭弁論の分離・併合〉，法第153条から法第159条まで〈口頭弁論の再開，通訳，弁論能力を欠く者に対する措置，攻撃防御方法の提出時期・提出期間とその却下，陳述の擬制，自白の擬制〉及び法第162条〈準備書面の提出期間〉の規定は，新たな争点整理手続について準用する。

(5) 受命裁判官による新たな争点整理手続

ア 裁判所は，受命裁判官に新たな争点整理手続を行わせることができる。

イ 新たな争点整理手続を受命裁判官が行う場合には，(2)から(4)までの裁判所及び裁判長の職務（(4)イの裁判を除く。）は，その裁判官が行う。ただし，(4)ウにおいて準用する法第150条の規定による異議についての裁判及び法第157条の2の規定による却下についての裁判は，受訴裁判所がする。

ウ 新たな争点整理手続を行う受命裁判官は，法第186条の規定による調査の嘱託，鑑定嘱託，文書（法第231条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び文書（法第229条第2項及び法第231条に規定する物件を含む。）の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(6) 証明すべき事実の確認

ア 裁判所は，新たな争点整理手続を終結するに当たり，その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。ただし，新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には，裁判所は，新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において，その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

イ 裁判長は，相当と認めるときは，新たな争点整理手続を終結するに当たり，当事者に新たな争点整理手続における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(7) 当事者の不出頭等による終結

当事者が期日に出頭せず，又は法第162条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは，裁判所は，新たな争点整理手続を終結することができる。

(8) 新たな争点整理手続に付する裁判の取消し

裁判所は，相当と認めるときは，申立てにより又は職権で，新たな争点整理手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし，当事者双方の申立てがあるときは，これを取り消さなければならない。

(9) 新たな争点整理手続の結果の陳述

当事者は、口頭弁論において、新たな争点整理手続の結果を陳述しなければならない。ただし、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合は、この限りでない。

(10) 新たな争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出

ア 新たな争点整理手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、新たな争点整理手続の終結前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

イ アの規定は、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には適用しない。この場合において、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、(6)イの書面に記載した事項の陳述がされ、又は(6)アの規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

【乙案】

三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持した上で、1及び2に掲げるほかは、その規律について変更を加えないものとする。

(注) 甲案を基礎としつつ、新たな争点整理手続において証人尋問等を行うことができるものとする考え方や、乙案を基礎としつつ、弁論準備手続に関する現行法の規律について必要な見直しを行うものとする考え方がある。

【意見】

甲案及び乙案に反対する。

現行法における三種類の争点整理手続のうち、準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止し、弁論準備手続のみを存置すべきである。

かりに甲案を採用するとしても、期日を指定せずに争点整理手続を行うことができるとする点((2)アただし書、ウ)、公開することができるとする点((2)イ)には反対する。

また、争点整理手続を電話会議等により実施する場合の通話先の場所における傍聴の許可要件については、前記第5の口頭弁論の期日をウェブ会議等で実施する場合の通話先の場所における傍聴と同様の許可要件を設けるべきである。

【理由】

1 甲案について

- (1) 甲案は現行法の三種類の手続を一種類の争点整理手続（新たな争点整理手続）に統合するものである。

しかしながら、これは、これまでの三種類の手続で実施できた手続を「新たな争点整理手続」の名称のもとで、公開するか非公開とするか、期日を開催するか期日外の協議とするか、電話会議やウェブ会議とするかを適宜行うことができるようにするものであるところ、手続利用者にとって非常に判りづらく、統合したことにより利便性が高まるとは思えない。

また、弁論準備手続において、当事者双方不出頭による電話会議やウェブ会議を実施できるようにすることをもって、争点及び証拠の整理を行うための手続としては必要かつ十分である。現実にも現行法下で準備的口頭弁論及び書面による準備手続の実施例は少なく（フェーズⅠ及びコロナ禍における実施例は、事案の性質に着目したものではなく、両当事者の現実の出廷を要しないという機能のみを利用したものである）、検討上は無視すべきである）、口頭弁論及び弁論準備手続のみで争点整理は十分な成果を上げている。したがって、後記(2)に述べるとおり、これまでの書面による準備手続や、準備的口頭弁論は廃止されるべきであり、これらの手続で実施できた手続内容を、新たな争点整理手続として残す必要はない。

- (2) 特に、甲案は期日外の争点整理手続を認めるものであるところ、「期日」は、当事者及び裁判所が一堂に会して、訴訟に関する行為をするための時間である。そして、期日により手続の進行の段階が区切られるとともに、期日で行われる訴訟行為や意見交換を通じて、手続進行についての当事者の予測可能性が担保されるものであり、手続保障の根幹の1つといっても過言ではない重要な意味を持つ。このことは、現実の出廷を要しないウェブ会議での実施であっても異なるものではない。

これに対し、期日を開かない争点整理を予定する甲案(2)アただし書及びウについては、そこで行うことができる訴訟行為には様々な制約があり、当事者にとって予期せぬ時に訴訟行為を行う必要性を生じうる点で、手続保障を損なう。さらに、多くの訴訟が期日を開催して並行的になされていることを考慮すると、期日を開かない形で争点整理を行う訴訟が同時に進行することは必ずしも効率的とはいえない。

争点整理のために期日を重ねることは、訴訟の進行を段階的に管理し、迅速かつ合理的な訴訟手続に資するものとして合理的なものであり、あえて期日外の争点整理手続を設ける利点は見出し難い。

2 乙案について

- (1) 書面による準備手続について、一般的に、刑事施設被収容者が当事者となっている訴訟においてこれを利用する必要性があるものとされ、この規律を維持する必要性があるものとされる。

しかし、刑事施設被収容者であっても、出頭またはウェブ会議等による民事裁判手続への参加を認めることにより手続保障が図られるべきであっ

て、現状、刑事施設被収容者等が書面による準備手続により行われていることをもって、当該規律を残すというのは本末転倒である。

書面による準備手続は廃止のうえ、刑事施設被収容者等についても、ウェブ会議等による弁論準備手続により争点整理手続が実施できよう、環境整備されるべきである。

また、法制審議会において、「一方又は双方が電話会議等を利用することが困難な環境にある者である事案」について、書面による準備手続により争点整理手続を実施できるようにすべきという議論もされているが、果たして、現行法下において、書面による準備手続が、かかる事案において現に利用されてきたという実態があるのか、疑問である。

むしろ、かかる環境にある者であれば、なお一層のこと、行うことができる訴訟行為に様々な制限がある書面による準備手続により行われることそのものに問題があるといわざるを得ない。

- (2) 準備的口頭弁論について、現行法上、終了後の攻撃防御方法の提出に説明責任が課せられる点で口頭弁論とは規律が異なるが（法167条参照）、現行民事訴訟法の運用状況に鑑みると、かかる説明責任の存在を理由に準備的口頭弁論が実施されているとは言えない。

争点整理を公開法廷で行う必要がある事案は、現在も口頭弁論により実施されていることが多く、かかる事案は、口頭弁論によることで必要十分である。

3 甲案の修正

以上より、三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持することを前提とする乙案には反対する。

そして、現行法における三種類の争点整理手続のうち、弁論準備手続のみを存置すべきであり、したがって、甲案を採用する場合であっても、現行法の三種類の手続を統合するのではなく、期日を想定しない争点整理手続や公開による争点整理手続を認めない形に修正されるべきである。

なお、争点整理手続を電話会議等により実施する場合の通話先の場所における傍聴の許可要件については、前記第5の口頭弁論の期日をウェブ会議等で実施する場合の通話先の場所における傍聴において述べた趣旨（第5の理由2(2)）がそのままあてはまる。したがって、争点整理手続を電話会議等により実施する場合の通話先の場所における傍聴の許可要件についても、同様に、法169条所定の傍聴許可の要件では不十分であり、「出頭者等及び審理に影響を与えない蓋然性」があることを求めるべきである。

5 進行協議

進行協議の期日における手続について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、進行協議の期日における手続を行うことができる（当事者が遠隔地に居住している場合等に限らず、裁判所が相当と認める場合に幅広く電話会議等によることを可能とするとともに、当事者の一方のみならず、双方ともに電話会議等により期日に関与することを認める。）。
- (2) 電話会議等により進行協議の期日における手続に関与した者について、その期日において訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

- 1 遠隔地等の要件の見直し及び一方当事者出頭要件の廃止
前記第7の1（弁論準備手続）の理由の2と同じ。
- 2 進行協議の期日における訴えの取下げ等
弁論準備手続では、電話会議で出頭している当事者も訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾ができるところ、これらは争点及び証拠の整理とは必ずしも関係がない。したがって、進行協議期日においても、これらを認めることに特段の不都合はない。
弁論準備手続と平仄を合わせて進行協議でもできることにすることに賛成する。

6 審尋

法第87条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

当事者の意見聴取を目的とする審尋において、電話会議やウェブ会議を利用

することに支障はない。

なお、決定事件においても手続保障の要請が及ぶことは当然であり、審尋の対象とならない当事者であっても、利害の相対立する手続主体である以上は、その者の意見聴取は必要であり、当事者の一方のみについて口頭で意見聴取を行うことは相当ではない。

7 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法92条の3から遠隔地要件を削除するものであり、前記第7の1（弁論準備手続）の理由の2と同じ。

第8 書証

1 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べの手続

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの証拠調べについて、書証に準ずる規律を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法では、準文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないもの）について、書証の取り調べに関する規定を準用している（法第231条）。

中間試案は、現行法における準文書と同様に、「電磁的記録であって、情報を表すために作成されたもの」についても、同様の準用の規律を設けることを提案するものと思われる。

現在も、実際の実務では、デジタルカメラで撮影された画像データ、電子メールで添付ファイルとして送受信されたPDFデータ等の電磁的記録も、印刷

され、あるいはメディア等の有体物に記録されたものを準文書として取り扱い、書証に準じた取り調べがなされているものと考えられる。

電磁的記録自体は、無形であるため、本提案のように電磁的記録そのものの取り調べに関する規律を新たに設けなければ、現在の実務のように、わざわざ印刷し、メディア等の有体物に定着させて準文書の形態にしなければ証拠として取り調べる法的根拠を欠くことになってしまうが、それでは、電磁的記録の証拠提出のためには、有体物に定着させるという迂遠な行為をさせることになり不相当である。

また、文書提出命令、文書送付嘱託等に関する各書証の規定を、現行法の準文書同様、電磁的記録に準用することについても特段の支障は見受けられない。

2 電磁的記録の書証に準ずる証拠調べの申出としての提出

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの書証に準ずる証拠調べの申出としての提出は、当該電磁的記録又はこれを電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）でなければならないものとする。

（注）原本の存在及び成立に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件に、原本の提出に代えて写しを提出することが許される旨の規律（大審院昭和5年6月18日判決・民集9巻9号609頁）を明文化した上で、本文の規律にかかわらず、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについて、これに準ずる規律を設けるものとする考え方がある。

【意見】

本文及び（注）に賛成する。

【理由】

1 本文について

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについても、いわゆる原本に相当する電磁的記録（以下「原データ」）が存在するが、電磁的記録は、電磁的方法により容易に複製し保管することが可能であることから、現データが消去され、複製された電磁的記録のみが保管されていることも少なくない。

また、いわゆる保存場所に関するメタデータを含めて考慮すると、原データを保存場所から別の場所に移動したり、別の媒体に記録する際には、必然的に原データの電磁的方法による複製が行われ、原データそのものを裁判所に提出することは不可能ということになる。

そのため、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの書証に準ずる証拠調べの申出としての提出については、当該電磁的記録だけでなく、これを電磁的方法により複製したもので改変等が行われていないものによつ

ても認めるのが必要不可欠であり、相当である。

2 (注) について

現行の民事訴訟法等には定めがないが、実務上は引用の大審院判決に従い、当事者双方に異議がない場合には、原本の提出に代えて写しを提出することが許容されている実態がある。そのため、電磁的記録に限らず、書証等についても当事者双方に異議がないことを条件に、原本の提出に代えて写しを提出することを許容する規律を設けることに賛成する。

この場合、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについて、同書証等に関する規律に準ずる規律を設けることが相当である（ただし、この場合、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについては、電磁的記録の上記1の特性から、「当事者双方に異議がないこと」を条件とすべきではない）。

3 インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付

(1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（当該電磁的記録に係るファイル形式が第1の2(1)に規定するものに該当する場合に限る。）の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付については、電子情報処理組織を用いてすることができるものとする。

(2) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付を電子情報処理組織を用いてする場合は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）を記録する方法によりするものとする。

(注) 証拠となるべき電磁的記録に係るファイル形式が第1の本文2(1)に規定するものに該当しないときの提出及び送付の在り方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

賛成する。

(注) の引き続き検討することについて賛成する。その方法としては、提出命令又は送付嘱託を受けた者が相当と認める任意の方法により提出・送付できるとすることが考えられる。

【理由】

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの提出命令に基づく提出及び送付嘱託については、提出命令又は送付嘱託を受けた者としても、当該電磁的記録の提出・送付にあたっては、電子情報処理組織を用いて裁判所の事件管理

システムに直接提出・送付することが簡便であるし、これを認めることは相当である。

ただし、電磁的記録をインターネットを用いて外部に送信することを、情報セキュリティの観点から躊躇する者があること、システム上の制約等から行えない者があること等に鑑み、提出命令又は送付嘱託を受けた者が電子情報処理組織を用いずに提出することが義務付けられるものでないことを教示、周知するべきである。

この場合の提出方法について、電磁的記録に含まれる情報を印刷する等により文書化して提出・送付する方法、USBメモリ、DVD等の記録メディアに電磁的記録を搭載して有体物として提出・送付する方法等が考えられるが、提出命令や送付嘱託を受けた者の負担を考慮し、提出命令又は送付嘱託を受けた者の状況に応じて、同人が相当と認める任意の方法により提出・送付することを認めるべきであり、これらの点に留意の上、引き続き検討することについては賛成する。

4 インターネットを用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出

- (1) 証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出については、電子情報処理組織を用いてすることができるものとする。
- (2) 電子情報処理組織を用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該証拠となるべきものの写しを記録する方法によりするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出については、主張書面等と同様に電子情報処理組織を用いて裁判所の事件管理システムに直接アップロード等する方法によって行うことが簡便であるし、これを認めることは相当である。

もともと、文書や準文書もその形状や特性は様々である。例えば、工事関係図面等は、通常のオフィスに設置されている複合機等のスキャナ機能を用いてもPDFデータ等に変換することは容易ではなく、現行民事訴訟法下では、部分ごとに印刷したものを物理的に貼り合わせて写しを作成して提出する等の工夫がなされている。そのため、証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出の方法については、電子情報処理組織を用いて裁判所の事件管理システムに直接アップロード等する方法をとることが義務付けられるのではなく、従前どおりの印刷物での提出の方法も認められることを教示、周知するべきであ

る。

第9 証人尋問等

1 証人尋問等

(1) 法第204条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1号を次のように改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき。

イ 同条第3号として、次のような規律を設ける。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

(2) 法第204条に次のような規律を設けるものとする。

同条に規定する方法による尋問は、証人を次に掲げる要件を満たす場所に出頭させてする。

ア 当事者の一方又はその代理人、親族若しくは使用人その他の従業者（以下本項において「一方当事者等」という。）の在席する場所でないこと（当該場所が当事者の他の一方又はその代理人の在席する場所であるとき、一方当事者等の在席する場所に証人を出頭させることにつき、他の当事者に異議がないとき及び裁判所が事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当該一方当事者等との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときを除く。）。

イ 適正な尋問を行うことができる場所として最高裁判所規則で定める要件を具備する場所であること。

(3) 当事者尋問については、法第204条を準用する法第210条の規律を維持し、(1)及び(2)と同じ規律とするものとする。

(注) 宣誓の方法について、宣誓書の作成自体を要しないものとする考え方や、書面の形式による宣誓書に代わる新たな形式の宣誓書を創設するものとする考え方がある。

【意見】

1 (1)に、賛成する。但し、同イの書きぶりについて検討を求める。

2 (2)に、反対する。

アについては、「証人以外の者の在席する場所でないこと（当該場所が当事者の他の一方又はその代理人の在席する場所であるとき、一方当事者等の在席する場所に証人を出頭させることにつき、他の当事者に異議がないとき、または裁判所が事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当該一方当事者等との関係その他の事情を考慮し、相当と認めて許可したときを除く。）」とすべきである。

イについては、最高裁判所規則に委任するにあたって考慮要素を明確にすべきである。また、類型的にどのような場所を認めるのか、あらかじめ

議論を深めておくべきである。また、「出頭させてする」という表現でいいのか、検討すべきである。

3 (3)に、賛成する。

4 注記に、賛成する。

【理由】

1 (1)について

試案の本文(1)は、ウェブ会議等を利用した証人尋問（以下「ウェブ尋問」という。）の要件を定めるものである。ITの発展により、ウェブ会議の品質が飛躍的に向上していることから、遠隔地である場合（法204条1号）以外にも、証人の年齢や心身の状態その他の事情により裁判所への出頭が困難な場合にウェブ尋問を認める必要がある、また、当事者双方がウェブ尋問に異議がない場合には、裁判所が相当と認める限りにおいて、ウェブ尋問を認めても差し支えない、という考え方を踏まえて、ウェブ尋問の要件を拡大するものである。

年齢や心身の状態その他の事情により裁判所への出頭が困難な場合や当事者に異議がない場合に、ウェブ尋問を認める必要があるという考え方は、賛成できる。その場合に、裁判所の相当性判断にかからしめる点も、賛成できる。もっとも、イの書きぶりについては、引き続き検討を求める。当事者に異議がないにもかかわらず、裁判所が不相当とする余地を認めることは職権主義の発露であることから、職権主義について規定する他の条項を参考にして、平仄を合わせるべきである。

2 (2)について

(1) 最高裁判所規則への委任について

試案本文(2)は、ウェブ尋問の場合の証人の所在場所の要件を定めるものである。現行法において、委任を受けた民事訴訟規則第123条が、出頭場所を官署としての裁判所に限定しているのは、通信環境や第三者からの影響を考慮して、証人をテレビ会議の装置が設置されている裁判所に出頭させる必要があると考えられていたことによるものであるところ、IT技術の発展やIT機器の普及状況により、インターネット回線を利用することによって、裁判所以外の場所からこれを行うことが十分に可能であり、証人の所在場所を裁判所に限る必要性は乏しいと考えられること、他方で、証人の所在場所において、通信環境が十分でない場合や不当な影響を与える者がいる場合には、尋問が適正に実施されない恐れがあると考えられることから、現行法と同様に最高裁判所規則に委ねることとしつつ、その際の要件として一定の規律を置こうとするものである。

ITの発展やIT機器の普及状況に照らして、所在場所を裁判所に限る必要性は乏しいという考えや、裁判所以外の所在場所を認める場合には、通信環境が十分でない場合や不当な影響を与える者がいる場合に尋問が適正に実施され

ない恐れがあるという考えには、賛成できる。しかし、尋問が適正に実施されるためには、通信環境の十分性や不当な影響者の排除を挙げるだけで十分なのか、慎重に検討する必要がある。例えば、裁判官の訴訟指揮権や法廷警察権等の実効性の確保という観点を、挙げておく必要はないか（不当な影響者を排除するというのと訴訟指揮権等の実効性を確保することは、重なる部分はあるものの、完全に同一ではなく、別個の観点である。双方を満たすためには、証人の所在場所に裁判所職員等を配置することも検討すべきである）。現行法と同様に、最高裁判所規則に委ねることとしつつ、その際の条件として一定の規律を置くことに対しては賛成するが、今回、現行法が最高裁判所規則に委ねたときは状況が異なることに留意し、要件としての考慮要素を例示するなど、実施の適正を確保するための規律について極めて慎重な検討が必要である。

(2) 証人出頭場所の在席者について

試案本文(2)アは、証人が当事者の一方やその関係者と同じ場所に所在する場合には、これらの者によって不当な影響が生ずるおそれが典型的に認められるとの考え方にもとづき、一定の者について証人との同席を制限する規律を置くべきとして、原則として当事者の一方やその関係者が在席する場所以外の場所とすることを定めた上で、相手方当事者の異議がない場合や裁判所が事案の性質や証人と当事者等との関係を考慮して相当と認める場合にはその例外を認めることとしたものである。ただし、試案は、不当な影響を及ぼし得る者は必ずしも試案の本文(2)アに掲げた者に限られるものではなく、その範囲は個別の事案の性質や内容によっても様々であるとの指摘があったことを踏まえて、同席を制限すべき者の範囲については、引き続き検討することが必要である旨を付記している。

しかしながら、証言に不当な影響を及ぼし得る者は、試案本文(2)アに掲げる者に限られない。当該事件につき事実上法律上の利害関係を有する者、証人の証言内容につき利害関係を有する者のみならず、単に証人と親しい者が在席する場合でも証言内容に影響を及ぼす場合がありうる。その反面、在席者の資格については、即時に判断する必要のある事項であり、直ちに判断できない要素を除外した形式的なものとする必要があるところ、証言に影響を与える可能性のある者を典型的に列挙することは、技術的に困難である。したがって、証人以外の者の同席は、原則として不可とし、例外的に「当事者の同意がある場合」、または「証人の年齢又は心身の状態を考慮してやむを得ない場合」に限定して、裁判所の許可により在席を認めるものとするべきである。

(3) 適正な尋問を可能とするための場所的要件

(2)イは、適正な尋問を行うことを可能とするためには、不当な影響を与える者の排除のみならず、通信環境の十分性の考慮が必要であると考えられ、さらにプライバシーを確保することが可能な場所かどうかという点の考慮が必要という指摘もあったことを踏まえて、最高裁判所規則で定めることとし

たものである。

証人尋問は、本来は公開の法廷でなされるものであり、実施場所についてプライバシーの確保を普遍的な考慮要素とすることには反対である。また、考慮要素を明らかにせずに最高裁判所規則に委ねることには反対である。通信環境の十分性に限って最高裁判所規則に委ねることなどが考えられるが、証言にあたって使用機器により閲覧できる他のファイルを参照する、外部からチャットなどの方法で証言について指示を送るなどIT化特有の不正証言の可能性も考えられるから、規則委任にあたって考慮要素を明確にしておくべきである。

なお、補足説明では、具体的な場所としてどのような場所が認められるかは、事案ごとの受訴裁判所の判断であり、試案の本文(2)イの最高裁判所の規則でどのような要件が定められるかどうかによるものの、例えば、現行法が認める他の裁判所のほかに、訴訟代理人の事務所の一室等がこれに当たるとの考え方があり得ると付記する。

訴訟代理人の事務所の一室等を認めるかどうかを含めて、どのような場所で認められるのか、真実発見の見地から、あらかじめ十分な議論を尽くすべきである。「医師や研究者などの専門家である証人が多忙のために」ウェブ尋問を認めるのであれば、その場合にどのような場所を認めるのかについても議論すべきである。

3 (3)について

当事者尋問をウェブ会議等を利用して行う場合の要件及びその場所につき、証人尋問の場合と異なる規律を設ける必要はないから、これに賛成する。

4 注記について

試案の注記は、現行法の規律を前提とすると、あらかじめ宣誓書を郵送し、署名押印の上、返送させる必要があると解されるところ、非効率であって望ましくないとも思われることから、新たな宣誓方法として、宣誓の事実を口頭弁論調書の記載事項とされている(規則第67条第1項第4号)ので宣誓書作成は必要ないとする考え方、書面の形式による宣誓書の作成に代わる新たな形式(ウェブ尋問の場合に限り電子データ形式による宣誓書を作成し、作成者を明らかにする措置をとるものとする等)を創設する考え方を記載している。

宣誓の効果は口頭で宣誓することにより発生し、宣誓書はその事実を証するものにすぎないから、宣誓書の作成自体を不要とする考え方に賛成する。

2 通訳人

通訳人に通訳をさせる方法について、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、【音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法】【映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法】によって、通訳人に通訳をさせることができる。

【意見】

遠隔地要件の見直しに賛成する。映像を含まない音声のみの送受信による（電話会議による）通訳については反対する。

【理由】

試案の本文は、遠隔地要件の見直しを提案する。すなわち、「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」（法第154条第2項、法第215条の3）という要件を、通訳人の確保の観点から、弁論準備手続等に関する規律と同様、単に「相当と認めるとき」とすることを提案している。これに賛成する。

また、試案の本文は、特に少数言語の通訳において一般人に通訳人を依頼することもあることから、このような場合に通訳人確保を容易にすべく、ウェブ会議等に限定せず、電話会議による通訳をも認めるべきとの意見がある一方で、電話会議では、発話者の口の動きや表情等の確認が困難である、宣誓の正確性を担保できるか疑問といった消極意見もあり、電話会議による通訳を認めるかどうかについては両論併記としている。

電話会議における口の動きや表情等の確認は重要であるとする立場から、電話会議による通訳については反対である。

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、参考人又は当事者本人を審尋することができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法における審尋には、口頭弁論に代わる審尋と簡易な証拠調べとしての審尋とがあるところ、試案の本文は、後者の審尋として参考人等を審尋する場合に、ウェブ会議等によることができるものとすることを提案している。

デフォルト・ルールとしてはこれに賛成する。ただし、可能な限り、映像と音声の送受信が可能な方法によるべきである。

第10 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

- (1) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

- (2) 法第215条に次のような規律を設けるものとする。

鑑定人は、法第215条第1項の規定に基づき書面で意見を述べる場合には、書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いる方法により意見を述べるすることができる。

(注) 本文の規律に加えて、規則第133条に基づく鑑定人の発問等について、電話会議等によることができるものとする。また、宣誓書を裁判所に提出する方式によって宣誓をする場合（規則第131条第2項）に、インターネットを用いる方法によってこれを行うことができるものとする考え方がある。

【意見】

賛成する。

【理由】

- 1 (1)については、現行法における「鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは」との要件のうち、「鑑定人が遠隔の地に居住しているとき」を削除するものである。

同改正は、当事者等の弁論準備手続における映像と音声の送受信の方法による参加等の要件から遠隔地居住要件を削除することとの整合性を持たせるものと考えられる。鑑定人の意見陳述についても、遠隔地居住要件を削除することで、電話会議やウェブ会議を利用して行うことが容易となれば、鑑定人の確保の容易化や審理の迅速化が図られることとなり意義は大きい。

なお、現行法は、鑑定人の負担を軽減し、鑑定人を確保するため、書面または口頭で意見を述べさせることとし（215条1項）、口頭で意見を述べる場合において、テレビ会議、ウェブ会議などの方法を用いるのに「当事者に異議がない」ことは要件とされていない。これは、証人尋問の場合とは異なり、もともと裁判官や当事者と鑑定人が直接対面することは予定されていないものであって、その意見陳述の態度や表情などを感得する必要があることは当然に想定されているものではなく、あえて要件を加重する必要性に乏しい。

- 2 (2)については、裁判記録を電磁的記録の状態で保管することに資すること、電磁的記録の状態で提出することに支障が見受けられないことから相当と考える。

2 検証

法第2編第4章第6節に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、検証をすることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

「検証」という手続は、裁判官が、五感の作用により、直接に事物の性状、現象を検閲して得た認識を証拠資料にする証拠調べである。そのため、ウェブ会議等の方法では、五感の作用による知覚ができないのではないかとの問題はある。

しかし、必ずしも検証の対象として、嗅覚、触覚、味覚等が必要とは限らず、視覚と聴覚による知覚のみで足りる場合もあると考えられ、このような場合にも必ず検証対象の所在する現地に足を運んで検証手続を行わなければならないとすると、審理に時間を要することとなる。

したがって、視覚と聴覚による知覚のみで検証の目的が達成されると当事者が考えているケースでは、「当事者の同意」を要件として、ウェブ会議システムを利用した検証手続を行うことを否定する必要はなく、むしろ、審理の迅速化や充実が図られると考える。

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、同条の規定による裁判所外における証拠調べの期日における手続を行うことができる。
- (2) 裁判所は、同条第1項の規定により裁判所外において証拠調べをする場合（合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に囑託して証拠調べをさせる場合を除く。）において、相当と認めるときは、その期日における手続を行う場所以外の場所に合議体の構成員の一部を在席させることができる。この場合において、当該合議体の構成員の一部は、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により手続を行うものとする。

(注) 本文(2)の手続について、本文のように法第185条に規定する裁判所外における証拠調べとするのではなく、口頭弁論の期日における証拠調べとする考え方がある。

【意見】

- (1)について賛成する。
- (2)については、法第185条の裁判所外における証拠調べではなく、口頭弁論期日における証拠調べとするべきである。その意味で(注)の考え方に賛成する。

【理由】

(1)については、現行法で認められている裁判所外における証拠調べの期日における手続について、当事者にウェブ会議等による参加を認める規律を設ける提案と考えられ、特に異議はない。

(2)については、合議体を構成する裁判官の一部が裁判所以外の場所に赴き、検証、証人尋問等の証拠調べ手続を行う場合であっても、同証拠調べ手続の内容について、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により手続を行う場合には、同証拠調べ手続は口頭弁論期日に行われたものと評価することができるから、端的に口頭弁論期日等における証拠調べ手続とすべきである。

第11 訴訟の終了

1 判決

(1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

電子判決書の作成及び判決の言渡しについて、次のような規律を設けるものとする。

ア 判決は、電磁的記録により作成する。

イ アで作成された電磁的記録（以下本項において「電子判決書」という。）に記録された情報については、作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置をしなければならない。

ウ 判決の言渡しは、電子判決書に基づいてする。

(2) 電子判決書の送達

電子判決書を当事者に送達しなければならないことを前提として、電子判決書の送達について次のような規律を設けるものとする。

ア 電子判決書の送達は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電子判決書の内容を書面に出力したものをもってする。

イ アの規律にかかわらず、通知アドレスの届出をした者に対する電子判決書の送達は、システム送達によってする。

【意見】

(1)及び(2)に賛成する。ただし、(1)については、電子執行文等強制執行による権利実現を妨げないような民事執行法の改正、及びその施行前には当事者の申立てにより書面による判決書を発行する手続が用意されることが前提である。

(1)イの「作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置」については、最高裁判所規則で定めるべきである。

【理由】

1 判決の言渡し及び判決書の作成について

(1) 電子データによる判決書の作成

今般の民事訴訟法の改正により、訴訟記録を全面的に電子化するため、判決について電子データで作成することは望ましい。

もともと、民事執行法を改正することにより電子データによる判決書による強制執行に支障がないような制度設計を行うこと、その新制度の施行前には当事者の申立てにより書面による判決書を発行する手続が別途用意されることが前提である。

(2) 電子判決書の作成主体及び非改変性を確認することができる措置

判決書が判決の内容を公証する極めて重要な文書であることに鑑み、電子判決書において、作成主体の明示、真正な作成を担保する必要がある。そのための措置を最高裁規則で定める必要がある。

2 電子判決書の送達について

- (1) 事件管理システムを利用することができない者のために、現在と同様に書面化した判決書を送達して判決内容を了知させる機会を与える必要があることから、書面で出力したもので行うことは望ましい。
- (2) 他方、システム送達の要件を満たす者については、電子判決書をシステム送達によって送達することで、裁判所に出頭することなく迅速に判決書の送達を受けることが当事者の利便に適う。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日（和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。）について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条〈裁判長の訴訟指揮権〉、法第150条〈訴訟指揮権に対する異議〉、法第154条〈通訳人の立会い等〉及び法第155条〈弁論能力を欠く者に対する措置〉の規定は、和解について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、ウの規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。

当事者が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日（口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日をいう。）に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 新たな和解に代わる決定

新たな和解に代わる決定について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

ア 裁判所は、和解を試みたが和解が調わない場合において、審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下本項において「和解に代わる決定」という。）をすることができる。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、

その効力を失う。

エ 裁判所は、イの異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けない。

(注1) 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した調書は、送達しなければならないものとする考え方がある。

(注2) 和解の期日、受諾和解、裁定和解等に参加する第三者に関する規律を設けるものとする考え方がある。

(注3) 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方が裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官がその書面を提出した当事者の真意を確認したときは、当事者間に和解が調ったものとみなし、裁判所書記官が調書にその旨を記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有するとの規律を設けるものとする考え方がある。

(注4) 新たな和解に代わる決定の要件として、本文(3)アの当事者の意見を聴くことに代えて、当事者に異議がないこと又は当事者が同意していることのいずれかを必要とする考え方がある。

(注5) 新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、引き続き検討するものとする。

【意見】

(1)に賛成する。

(2)に賛成する。

(3)の乙案に賛成する。

(注1) 及び(注2)の各考え方に賛成する。

(注3)の考え方に反対する。

(注4)の考え方に反対する。

(注5)の引き続き検討することに反対する。

【理由】

1 和解の期日について

(1) (1)アとイの、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法を用いて和解の期日を行うことができることは当事者の便宜が図られ望ましく、出頭したこととすることに特段の問題は無い。

(2) (1)ウとエについても、和解の期日において裁判所が和解を行うために当然必要な最低限の規定の準用を明示することは望ましい。

2 受諾和解について

(1) 当事者双方が共に裁判所から提示された和解条項案を受託する意思を明らかにしている場合には、一方当事者の出頭が困難である場合にも和解を成立させることができるように、ウェブ会議等においても、受諾和解を維持することは望ましい。もっとも、ここで「出頭することが困難である」場合とは、ウェブ会議による手続参加も困難な場合をいうと解すべきである。

(2) (注1)について、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの記録部分は、債務名義となる部分もあり、当事者に知らしめるため、送達しなければならないこととするのは望ましい。送達については、「1 判決(2)電子判決書の送達」を準用すべきである。

(3) (注2)について、和解の期日、受諾和解、裁定和解等に参加する第三者に関する規律を設けるべきである。

ただし、第三者は、利害関係人といえども、当事者ほどは事案について精通していないと考えられるので、その真意の確認が重要であり、ウェブ会議での和解成立には慎重であることが必要であろう。ただ、利害関係人が代理人を選任することも考えられるので、一律に裁判所への出頭を求めるまでの必要はない。本人の場合には、ウェブ会議に出席する当事者に準じた本人確認等の規定が必要になる。

(4) (注3)については、ウェブ会議等による和解期日への参加が可能になった以上、制度の必要性が疑問である。

なお、現行法及び前記(2)においては、少なくとも一方当事者が出頭する和解期日が開かれ、その場で和解が成立するため、和解の効力が発生する日が明確であるが、「裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官がその書面を提出した当事者の真意を確認したとき」との規律の下では、効力発生日が必ずしも当事者には明確にならない。仮にこの制度を入れるのであれば、和解の成立日、効力発生日は当事者にとっても重要な意味を持つため、これを当事者に明らかにするための規定を設ける必要がある。

3 新たな和解に代わる決定について

(1) 甲案は、当事者が和解に応じる意思のないことが明らかであるにも関わらず、対象事件や和解内容に制限を設けずに、裁判所に広範な権限行使を認めるものであり、当事者の意図しない訴訟物について判断がなされるリスクもあり、処分権主義の見地から望ましくない。そもそも訴訟手続の目的は、単に紛争を解決するのみならず、実体法上の権利関係を確定することであり、当事者が既判力ある判決を求めている以上、裁判所には原則として判決をする義務があると言える。甲案は、理由のない判決を認めるのに等しく、証拠調べを経て認定された事実を基礎とする判決を求める当事者の意思にも合致

していない。また、裁判に現れない背景事実をも含めて紛争を解決するのは当事者の役割であり、訴訟手続において提出された範囲の限定された情報しか持たない裁判所に適正な和解ができるとも思われない。

また、裁判所の訴訟は当事者が裁判所に判決を求めて提起するものであり、話し合いによる解決を目的とする調停とは異なる。民調法17条に基づく決定は、異議申立てがあれば調停が不成立で終了するだけであるが、訴訟手続においては異議を出したとしても、当該和解に代わる決定を出した裁判所による判決が後に控えていることになる。とすると、当事者の中には決定に従わざるを得ない、同じ判決になるだけであるので異議を出しても仕方がないと思込む者もいる可能性があり、不満を持ちながらも異議を申し立てずに受け入れてしまうことも想定され、当事者の手続保障を奪うものである。

よって、乙案に賛成する。

- (2) (注4)については、上述の通り、新たな和解に代わる決定については乙案が望ましいため導入を前提とする意見には賛成できない。内容につき当事者の同意があるのであれば、和解が成立するし、裁判所が決定することについての当事者の同意があれば裁定和解（民訴法265条）の制度があるのであるから、新たな制度は不要である。
- (3) (注5)については、かりに金銭請求訴訟に限定するとしても、訴訟において当事者が求めているのは権利の存在自体の確定である。上述のとおり、和解による決定を認めることは、権利の存在を証拠によって明らかにしないまま、理由のない判決を認めるに等しく、当事者の手続保障を奪うこととなる。

第12 訴訟記録の閲覧等

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

(1) 訴訟記録の閲覧

何人も、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録（第1の3の電子化後のものに限る。以下第12の1から3までにおいて同じ。）の閲覧を請求することができるものとする。公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、裁判所においてする訴訟記録の閲覧の請求をすることができるものとする。

(2) 訴訟記録の複製等

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、裁判所においてする訴訟記録の複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。

(3) 裁判所に設置された端末による閲覧等をすることができない場合

(1)による訴訟記録の閲覧の請求及び(2)による訴訟記録の複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(注1) 訴訟記録の複製の具体的な方法として、記録媒体に記録する方法によることの他にどのような方法があるかについて、引き続き検討するものとする。また、訴訟記録を出力した書面を裁判所において入手することができるようにする考え方がある。

(注2) 補助参加の申出を濫用した訴訟記録の閲覧等を防ぐための規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

(注3) 本文(3)の規律に加えて、当事者以外の第三者は、裁判所に提出され、当事者が受領した後一定の期間が経過していない訴訟記録や、期日を経っていない訴訟記録について、閲覧等の請求をすることができないものとする考え方、和解を記載した調書（例えば、その全部又はそのうちいわゆる口外禁止条項を定めたもの）について、閲覧等の請求をすることができないものとする考え方がある。

(注4) 事件係属中の当事者を含め、裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等を請求する者からは、当該端末を使用する対価を徴収することについても、(対価を徴収する場合にそれを手数料として徴収するか否かも含め)引き続き検討するものとする。

【意見】

本文については、いずれも賛成する。

(注1) について、訴訟記録の複製は、基本的には、記録媒体に記録する方法によって統一的に行うのが望ましく、多様な方法を採用することにより、効率性や情報セキュリティが不十分とならないように、十分留意すべきである。また、訴訟記録を出力した書面を裁判所において入手することができる

ようにすべきである。

(注2) について、補助参加人による濫用事例が認められる場合には、補助参加人は、確定的に訴訟行為をすることが可能となるまでは、当事者としての資格で閲覧等を行うことはできないとすること、その場合には、当事者の異議申述期間を補助参加の申出の後の期日又は協議までとすることも含めて検討すべきである。

(注3) について、引き続き検討することに異議はないが、電子化された訴訟記録の閲覧等の請求は、相手方当事者が書面を受領した後、一定の期間(1週間など)を経過したものに限り、これを認めるのが相当である。和解を記載した調書の閲覧等については、閲覧等の制限申立てによる方法もあることも考えると、口外禁止条項という当事者の合意のみによって閲覧等を制限してよいかどうかは、慎重に検討すべきである。

(注4) について、訴訟記録の閲覧等を請求する者に対しては、閲覧等の申立てに関する費用と別に、端末使用の対価として手数料を徴収するということはすべきでないと考える。

【理由】

1 訴訟記録の閲覧等の認められる範囲 ((1)～(3) について)

電子化された訴訟記録の裁判所に設置された端末による閲覧及び複製等は、現行法における紙媒体の訴訟記録の閲覧及び複製等と同様の範囲として問題ない。

2 訴訟記録の複製方法 ((注1) について)

電子化された訴訟記録の複製に多様な方法を認めることは、記録媒体への記録のみにする場合よりも、手続の効率性の低下やセキュリティ上の問題が生じるおそれがある。また、記録媒体に記録された電子データの書面化については、昨今においても、自らこれを書面化することが困難な者もいると想定されることから、裁判所において書面化することができるような措置を講じるべきである。

3 補助参加人による訴訟記録の閲覧等 ((注2) について)

現行法上、補助参加による訴訟記録の閲覧等の濫用的利用が可能であることは、理論上否定できない。他方、補助参加人による訴訟記録の閲覧等については、利害関係のある第三者であることを疎明すれば、利害関係人の資格で閲覧等を行うことができるため、確定的に訴訟行為をすることが可能となるまで当事者としての資格で閲覧等を行うことができないとしても、一定の手続

保障は図られている上、当事者の異議の期間制限（法44条2項）等からすると、補助参加人の立場を過剰に不安定にするものでもない。したがって、補助参加人が当事者としての資格で記録を閲覧等することができる時期について、ある程度制約する方向で検討することは考えられる。

ただし、書面による準備手続が存続する場合には、弁論や弁論準備手続の期日が長期間開催されないことも見込まれることから、この点の検討は必要である。

4 訴訟記録の閲覧等が認められる時期（（注3）について）

現行法上、訴訟記録の閲覧等は、提出書面が訴訟記録として編綴されれば閲覧等することができるため、相手方当事者が訴訟記録の閲覧等の制限を申し立てる機会が十分でないという問題がある。訴訟記録の電子化に伴い、訴訟記録の閲覧等の請求がより迅速になることも考えられるため、訴訟記録の閲覧等は、書面提出から一定の期間を経過したものに限定すべきであって、その期間としては、少なくとも1週間程度は設けるべきである。

一方、訴訟記録の閲覧等を書面の陳述又は取調べ後に認めるとすることについては、書面が期日直前に提出された場合に十分な保護とならないということや、書面による準備手続が存続する場合は長期間書面の陳述等が行われないことなどの問題がある。

5 口外禁止条項の定めのある和解調書（（注3）について）

閲覧等の制限は、裁判の公開原則の例外であり、当事者の合意のみによって直ちにこれを認めるということには疑問がある。口外禁止条項の定めのある和解調書についても、そもそも口外禁止の効力は実体法上のものであり、その範囲も事案により差異があることに加え、手続の明確性の見地からも、当事者の閲覧等の制限の申立てを要することなく閲覧等を制限する必要性がどの程度あるのかを、慎重に検討する必要があると考える。

6 手数料（（注4）について）

訴訟記録の閲覧等については、現行法上、申立費用等以外の費用を要しないこととされていること、また、公共サービスにおける端末使用については一般的にも対価の徴収が行われていないことから、電子化された訴訟記録の閲覧等についても、手数料の徴収は控えるべきであると考えられる。

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(1) 当事者による閲覧等

当事者は、いつでも、電子情報処理組織を用いて、裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製をすることができるものとする。

(2) 利害関係を疎明した第三者による閲覧等

利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を請求することができるものとする。

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧に関する規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

当事者及び利害関係を疎明した第三者以外の者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録（次に掲げるものに限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、この限りでない。

ア 訴状及び答弁書その他の準備書面

イ 口頭弁論の期日の調書その他の調書（調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）

ウ 判決書その他の裁判書

【乙案】

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧を認めない。

(4) 裁判所外の端末による閲覧等を行うことができない場合

(1)による訴訟記録の閲覧及び複製、(2)による訴訟記録の閲覧及び複製の請求並びに(3)による訴訟記録の閲覧の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。訴訟の完結した日から一定の期間が経過したときも、同様とするものとする。

(注)第1の本文3の電子化後の訴訟記録の保存期間に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

(1)及び(2)については、いずれも賛成する。

(3)については、甲案から、「ア 訴状及び答弁書その他の準備書面」を削除の上、採用すべきである。

(4)については、賛成する。

(注)については、電子化された訴訟記録の保存期間は、システムの容量なども勘案し、一定の期間(10年間など)に限定することを、引き続き検討すべきである。

【理由】

1 当事者及び利害関係を疎明した第三者(1)及び(2)について

インターネット閲覧等を特に制限する必要はない。

2 利害関係のない第三者(3)について

訴訟記録の閲覧等においては、プライバシーや営業秘密の保護の観点から、利害関係のない第三者に対しては、訴訟記録の謄写や複製までは認めるべきではないと考えられる。しかるにインターネットによる訴訟記録の閲覧の場合、印刷や複製・保存等ができないような技術的措置を講じたとしても、いわゆるスクリーンショットや画面の写真撮影等を行うことによって、画面に映された情報を写し取ること、つまり、事実上複製することが容易に可能である。また、電子化された訴訟記録に透かしを入れる等の技術的措置を講じたとしても、透かし等が入れられた訴訟記録が流布されれば、回復し難いプライバシー侵害や営業秘密侵害が生じ得る。

したがって、利害関係のない第三者によるインターネット閲覧は、原則として認めるべきではない。

もつとも、裁判の公開は憲法上の要請であり、訴訟記録の閲覧請求権まで認めることは憲法上の要請ではないとしても、公開の趣旨をより徹底して第三者による訴訟記録の閲覧をより簡便にすることは、裁判の透明化に資する。また、法的解釈などに対する予測可能性の強化が繋がり、紛争の予防の観点からも高い意義がある。そこで、これらの観点をより充実させ、かつ、プライバシーや営業秘密の保護に十分配慮という観点から、利害関係のない第三者によるインターネット閲覧を一切認めない乙案ではなく、甲案イの「口頭弁論の期日の調書その他の調書(これらの調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。)」及びウの「判決書その他の裁判書」に限って、利害関係のない第三者に対しても、インターネットによる訴訟記録の閲覧を認めることが相当であると考えられる。

他方、甲案アの「訴状及び答弁書その他の準備書面」については、書証の内容や尋問の結果等が多数引用されるなどした結果、書証や証人尋問調書等と実質的に同じ内容となっている書面も数多く存在し、「訴状及び答弁書その他の準備書面」を一律にインターネット閲覧可能とするのは適切でなく、

かといって、実質的な内容に応じて、インターネットによる閲覧の対象となる書面とそれ以外とを区別することも困難である。そのため、「訴状及び答弁書その他の準備書面」については、インターネットによる閲覧の対象から除外するのが相当である。

以上に対し、インターネットによる訴訟記録の閲覧は、事実上の複製、拡散の危険が大きく、それがなされると事後的な救済は困難であるから、訴訟記録のインターネット閲覧には慎重であるべき（乙案によるべき）との意見もあった。また、逆に、裁判の公開は司法権に対する国民の知る権利そのもので、プライバシーや営業秘密の保護は閲覧等制限の申立てや不法行為法によって対処すべきである等の理由から、インターネットによる閲覧の対象には、裁判所に設置された端末における閲覧と同じく、証拠も含めた裁判記録を広く含めるべき（甲案よりも広くすべき）との意見もあった。

3 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求

電子情報処理組織を用いてする1による訴訟記録の閲覧、複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求及び2による訴訟記録の閲覧又は複製の請求は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該請求を記録する方法によりするものとする。

(注) インターネットを用いて訴訟記録の閲覧等の請求をする者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

本文については、賛成する。

(注) については、特に電子化された訴訟記録のインターネット閲覧を請求する第三者については、請求の都度、本人確認及び利害関係の確認を求め、引き続き検討すべきである。

【理由】

電子化された訴訟記録のインターネット閲覧等の請求は、紙媒体の訴訟記録の閲覧及び複製等と同様の範囲で問題ない。

また、インターネット閲覧を請求する第三者については、プライバシーの保護や営業秘密の保護の観点から、請求の都度、本人確認及び利害関係の確認を求めべきであり、包括的な確認は認めるべきでない。

4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

法第92条第1項の決定があったときは、当事者等又は補佐人は、その訴訟において取得した同項の秘密を、正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者等及び補佐人以外の者に開示してはならないものとする。

(注1) 本文の規律に加えて、法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならないものとする考え方があ

(注2) 法第92条の規律に加えて、例えば、犯罪やDVの被害者の住所等が記載された部分については相手方当事者であっても閲覧等を行うことができないようにする規律を設けるものとする考え方があ

【意見】

反対する。

なお、かりに公法上の義務を定めるのであれば、閲覧等の制限決定に先立ち当事者の意見を聴く手続、閲覧等の制限決定を当事者に告知する手続及び不服申立手続を設けるべきである。

(注1) については、基本的には賛成であるが、当事者以外が提出した書面やデータは裁判所において閲覧等用の書面等を作成することも検討すべきである。

(注2) についても、基本的には賛成するが、規律を設けることで相手方当事者の防御権を過度に制限することがないように、制限の範囲を極めて慎重に検討すべきである。

【理由】

1 公法上の義務（本文について）

訴訟記録の電子化に伴い訴訟記録の閲覧等が容易になることに鑑み、その例外である閲覧等の制限について制限の効果を具体的に定めることは、プライバシーや営業秘密の保護の観点からは望ましいと考えられる。

しかしながら、「当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用」を一律に禁止することには弊害が大きい。例えば、広い意味で同一の紛争につき、同一の当事者間で、または関連会社等当事者を異にして、あるいは異なる請求がなされ、複数の事件が係属する場合は少なくない。このような場合に、ある一つの事件において提出・取り調べられ、かつ、閲覧制限等の決定がされた証拠等は、他の事件について利用できなくなるとすると、同一の事実

ついて攻撃防御を十分に尽くすことができず、判決の基礎となる証拠が異なる場合がありえ、その結果判断が区々となることも考えられる。当事者の機会主義的な主張を許すことにもなり、真実発見の妨げとなりかねない。そうした証拠提出等が違法となる場合があるとしても、それは不法行為法等の一般規定により判断することで十分であり、原則的に一律に禁止するのは相当でない。

また、現行法上は、閲覧等の制限決定は、強力な効果を想定していないことから、決定に際し相手方当事者の意見聴取の手続はなく、相手方当事者への告知を行う必要もなく、不服申立ての規定もない。これでは、当該相手方訴訟当事者が、知らない間に上記公法上の義務を負い、これに違反していたという事態が生じかねない。法律効果としての公法上の義務を規定する場合には、少なくとも、閲覧等の制限決定についてこれら相手方への手続保障規定を整備することが不可欠である。

2 閲覧等用の文書の作成（（注1）について）

実務上、閲覧等用の文書については、申立者がこれを作成して提出することが多く、これを踏襲することで基本的には問題はない。ただし、裁判記録の中には当事者が提出した書面等以外にも、期日調書などの裁判所が作成する書面（期日調書等）や第三者が提出した書面（文書送付嘱託等に基づいて提出された書面等）も存在するところ、これらの裁判記録については、申立者が必ずしも当該書面やデータを所持・保有していないこともあることから、裁判所において閲覧等用の文書を作成するのが望ましいと考える。

3 特定事件に関する記録の相手方当事者の閲覧制限（（注2）について）

性被害事件やDV事件については、被害者保護・プライバシー保護の必要性が高いが、実務上は、当事者がマスキングをするなどの方法で既に対応されており、特に問題は生じていない。他方、相手方当事者への閲覧制限は、相手方当事者の防御権に対する不測の制限となり得るところ、如何なる情報が相手方当事者にとって重要かどうかは事件によって異なることから、相手方当事者の閲覧等を制限すべき内容を予め類型化することは容易ではない。したがって、規律を検討するとしても、十分慎重に検討すべきである。

第13 土地管轄

土地管轄については、現行法の規律を維持するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

I T化によりウェブ会議による期日の実施を許容されることになったとしても、当事者が現実に出廷して主張立証を行う機会が保障されるべきであることには変わりはなく、また、証拠収集の便宜、証人等の出頭の便宜を図るべきことにも変わりはないから、土地管轄については現行規定を維持すべきである。

第14 上訴，再審，手形・小切手訴訟

法第3編（上訴），第4編（再審）及び第5編（手形・小切手訴訟）に係る手続についても，第一審の訴訟手続と同様にI T化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

方式の異なる書面や手続が混在するのは煩雑であり、当事者にとってもわかりにくいものであるから、I T化に関してはすべての裁判手続において、統一的にするのが望ましい。

第15 簡易裁判所の手続

簡易裁判所の訴訟手続についても地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にI T化することを前提として，その具体的規律や，I T化に伴う特則を設けることについては，引き続き検討するものとする。

【意見】

簡易裁判所における口頭による訴えの提起（民事訴訟法第271条）及び任意の出頭による訴えの提起（第273条）については、簡易裁判所において口頭による訴えの提起を受け付けて、裁判所が事件管理システムに入力する方法等が考えられる。

【理由】

これらの制度は、訴状を書くための法律知識が乏しいために訴えの提起を断念するというようなことにならないよう配慮して設けられたものであり、I T化によりただちに廃止するのは相当でなく、国民の裁判を受ける権利との関係で、慎重な議論が求められる。ただ、特に任意の出頭による訴えの提起については、現に利用されている事例が希少であると思われ、そうであれば実態に照らして廃止することも合理的であるとの判断もありうるものとする。

第16 手数料の電子納付

1 インターネットを用いてする申立てがされた場合における手数料等の電子納付への一本化

電子情報処理組織を用いてする申立てがされる場合には、手数料及び手数料以外の費用（3において「手数料等」という。）の納付方法について、ペイジーによる納付の方法に一本化するものとする。

（注）第三者が裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧等を請求することができることとした場合（第12の2の(2)及び(3)参照）におけるその閲覧等その他の民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号。以下「費用法」という。）別表第二上欄に掲げる行為をインターネットを用いて請求した場合等の手数料の納付方法についても、同様に所要の整備を行うものとする。

【意見】

本文、（注）のいずれにも賛成する。

ただし、預金口座を持たない当事者等が、現金等で還付を受けることが妨げられないよう、事前に還付先の預金口座の登録が必要な現行の電子納付の運用は改めるべきである。

また、手数料等の電子納付は、オンライン申立てから相当な期間内に事後的に納付できるものとし、申立時点で手数料等の電子納付が完了していなくても、その時点でオンライン申立てが受理されたものとするべきである。

【理由】

1 裁判所の事務負担の軽減

手数料等の納付方法をペイジーに一本化することは、裁判所の事務負担の軽減の観点からは、合理的といえる。

2 裁判を受ける権利（憲法第32条）への配慮について

現在の保管金の電子納付スキームによれば、還付事由が生じた場合には、登録された口座に振り込む方法で還付されているため、事前の利用登録において、あらかじめ還付先口座を登録することが必要とされている。そうすると、金融機関の預金口座等を持たない者はこれを利用できない。

このような者が、訴訟を提起する場合には、まずは金融機関の預金口座等を開設することが必要となるが、それ自体困難な者、あるいは時間的猶予がない者にも適切に配慮しつつ、現在の電子納付スキームの検討をすることが、裁判を受ける権利（憲法第32条）の観点から必要であるものと考えられる。

例えば納付自体は、預金口座等がなくても、ペイジー対応のATMで可能となるから、これによっても可能とし、還付の振込先登録のない場合には、現金納付など、払い渡しの方法を検討することも考えられる。

3 時効中断への配慮について

訴額の算定が困難な事件や、金融機関等に設置されたATMを利用しなけ

れば納付できない訴訟当事者が一定数存在することから、オンライン申立て時を時効中断事由としつつ、相当の期間内であれば、ペイジーによる事後納付を認めるべきである。

2 郵便費用の手数料への一本化

郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止するものとする。

(注) その具体化として、各申立ての手数料へ郵便費用をどのように組み込むかについては、現行制度の下での郵便利用の実情、システム送達の導入に伴う郵便利用の変化の見通しを踏まえて引き続き検討するものとする。また、仮にインターネットを用いた申立てと書面を用いた申立てとが併存することとなった場合（第1の1乙案及び丙案参照）に、インターネットを用いた申立てを促進する観点等から、両者の手数料の額に差異を設けてインターネットを用いた申立てに経済的インセンティブを付与することについても引き続き検討するものとする。

【意見】

本文及び（注）のいずれにも賛成する。

ただし、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化を図るべきである。

【理由】

1 裁判所の事務負担の軽減等について

今回の提案は、予納郵便費用の実額精算を廃止し、郵便費用を手数料に組み込んで、これを定額化するものであるが、裁判所の事務負担の軽減の観点からは有用であるし、当事者の利便性にも資する面もある。

2 定額化に対する懸念について

その一方で、郵便費用は、事件によって一律ではないことから、定額化により、現状よりも支払額が増え、不公平感を感じる訴訟当事者がいることも容易に想定される。それゆえ、この点にも十分に配慮する必要がある。

3 大幅な低額化の実現について

そこで、訴訟事務の負担軽減に伴う民事裁判IT化の成果の一つとして、これを大幅に低額化することも検討すべきである。

4 インセンティブについて

また書面申立ての場合の費用については、少なくとも従前のままとすることを前提に、オンライン申立てにおいては、手数料額を従前よりも低額にすることによって、これに誘導する効果が期待できる。

3 書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法

仮に電子情報処理組織を用いてする申立てに加え、書面による申立てが一定の場合に許容されることとなった場合（第1の1参照）であっても、書面による申立てについては、手数料等の納付方法につき、やむを得ない事情があると認めるときを除き、ペイジーによる納付の方法によらなければならないものとする。

上記のやむを得ない事情があると認めるときの納付方法の規律については、現行の費用法第8条の規律を維持するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

手数料等の納付方法をペイジーによる納付の方法に一本化することが裁判所の事務負担の観点から合理的であり、当事者の利便性に資することは同様である。

もつとも、例えば訴訟当事者が刑事施設被収容者である場合など、やむを得ない事由がある場合には、現行の印紙を貼付して、手数料を納付する方法を許容すべきである。

4 民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等

- (1) 費用法第2条所定の当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号及び第5号）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行の規律を改め、当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号及び第5号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないものとする。

【乙案】

現行の規律を維持するものとする。

- (2) 費用法第2条所定の訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行の規律を改め、訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないものとする。

【乙案】

現行の規律を維持するものとする。

- (3) 過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項及び第4項）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとする。

(注) 本文の規律に加えて、訴訟費用等の負担の額を定める処分を求める申立てに一定の期限を設けるものとするについて、引き続き検討するものとする。

【意見】

- 1 (1)及び(2)について、いずれも乙案に賛成する。
- 2 (3)は、裁判所の権限の一部を裁判所書記官の権限とすることに賛成する。
(注) の訴訟費用額確定申立に期限を設けることについて、期限を設けること自体には賛成であるが、具体的な期間を5年間とすべきである。

【理由】

- 1 (1)について
民事裁判IT化の進展により、裁判所に現実に出頭する機会が減少することは想定されるものの、これが皆無となるわけではない。そこで、現時点において、これを一律に考慮しないことは相当とはいえない。
- 2 (2)について
民事裁判のIT化が進めば、訴状その他の申立書等の書類作成及び提出が、

従前よりも容易になることは考えられるものの、これらの作業自体がなくなるわけではない。そこで、現時点において、これを一律に考慮しないことは相当とはいえない。

3 (3)について

適切な事件管理システムの構築により、訴訟費用の計算は容易になることも考えられるほか、直ちに実体判断が必要ということではないものもあることから、機械的に判断可能なものに限って、一部を書記官権限にすることは賛成する。もっとも、裁判所の権限とするのか、書記官の権限とするのかについては、慎重な検討が求められる。

4 (注)について

日弁連意見のとおり、裁判所の事務作業の軽減を図る観点から、訴訟費用額確定の申立てに期限を設けることに、反対しない。

また期限の設定については、民法上の時効期間を参考に、判決確定後5年を目処としつつ、慎重に検討すべきである。

第17 IT化に伴う書記官事務の見直し

民事裁判手続のIT化に伴う裁判所書記官の事務の最適化のために、所要の改正をするものとする。

(注) 担保の取消しを裁判所書記官の権限とするものとする考え方、訴状の補正及び却下の一部（例えば、請求の趣旨が全く記載されていない場合や、訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合における訴状の補正及び却下）を裁判所書記官の権限とするものとする考え方、調書の更正に関する規律を創設し、これを裁判所書記官の権限とするものとする考え方がある。

【意見】

1 賛成する。

特に、期日調書の在り方を検討すべきである。

2 (注)のうち、法第79条第2項及び第3項の担保取消しを裁判所書記官の権限とする考え方に賛成し、同条第1項の担保取消しを裁判所書記官の権限とする考え方に反対する。

訴状の補正命令及び却下の一部を裁判所書記官の権限とする考え方に反対する。

調書の更正に関する規律を創設し、これを裁判所書記官の権限とする考え方に賛成する。ただし、和解調書、請求の放棄認諾調書、調書判決など訴訟物に影響する調書の更正は、裁判所書記官の権限外とするべきである。

【理由】

裁判所書記官の本来の権限は、調書の作成、管理であり、IT化に伴うそのあり方については、再検討すべきである。

なお，裁判所書記官の業務が軽減されたことにより権限を拡張すること自体には反対しないが，法解釈や法的判断作用を伴うものについては書記官権限とすべきでなく，各権限について個別具体的に判断すべきである。

第18 障害者に対する手続上の配慮

民事裁判手続のIT化に伴い，障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについては，引き続き検討するものとする。

【意見】

意見無し。